

基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の  
検証手法等に関する手引き

令和2年（2020年）3月

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

# 目次

第1章	モニタリング結果の検証の必要性	1
1	モニタリング結果の検証の根拠（通知等）／検証の定義	1
2	モニタリング結果の検証を実施する際の前提となる障害児者相談支援の基本的視点	3
3	モニタリング結果の検証と市町村等による指導	7
第2章	モニタリング結果の検証の適切な実施のための条件整備	9
1	条件整備の必要性	9
2	モニタリング結果の検証と相談支援専門員の養成	10
第3章	モニタリング結果の検証の現状と課題	11
1	市区町村アンケート調査の結果（概要）	11
第4章	モニタリング結果の検証のための「方法」	23
1	方法の考え方（二つのモデル）	23
2	事業所型検証モデル（個別モデル）	25
	（1）ケース点検	25
	（2）事業所訪問	27
	（3）同行	29
3	地域型検証モデル（集団モデル）	31
	（1）事例レビュー	31
	（2）グループスーパービジョン	33
第5章	モニタリング結果の検証のための「指標」	35
1	指標の考え方：指標の必要性	35
2	指標例	35
巻末資料		53
1	計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成30年3月30日）	53
2	社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）抜粋	66
3	指導・監査に関する参考資料	67
4	モニタリング検証の実践に関する資料（第4章資料）	82
5	アンケート調査票	91

# 第1章 モニタリング結果の検証の必要性

## 1 モニタリング結果の検証の根拠（通知等）／検証の定義

### （1）モニタリング結果の検証の根拠

本節では、この手引きで取り扱う取組について、実施根拠について解説します。

現時点においておさえておくべき実施根拠は2つあります。ひとつは平成30年度報酬改定時に発出された通知であり、もうひとつは第6期障害福祉計画（基本指針）です。

根拠としておさえておくべき実施根拠

- ①通知「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日／障障発0330第1号）
- ②第6期障害福祉計画基本指針(令和2年厚生労働省告示第213号による改正後の平成18年厚生労働省告示第395号)

### ア 課長通知およびその背景

「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日／障障発0330第1号）において、①各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村へ報告すること及び②市町村が受領したモニタリング結果について検証を行うことが望ましいとしています。

### 3) モニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。  
なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。  
また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

（上記通知より抜粋。全文については【巻末資料1】参照）

この取組を実施するにあたっては、以下に説明するような背景を十分踏まえる必要があります。相談支援の質の向上、公正・中立性を高めるための取組の必要性は、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）において指摘されました。これを受けて平成28年3月に「相談支援の質の向上に向けた検討会」が設置され、質の向上に向けては、相談支援専門員の資質向上（人材育成）と相談支援体制の整備が必要という方向性で様々な具体的提言がなされ、同年10月に議論がとりまとめられました（【巻末資料2】参照）。

このとりまとめの中でも、「計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について」として「計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との

一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的を実施することが重要である。」「障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。」との指摘が盛り込まれています。

## イ 第6期障害福祉計画（基本指針）

第6期障害福祉計画の基本指針においては、相談支援に関する基本的な考え方を「相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討に当たっては、一の4(一)に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備の経緯を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。」としています。

その上で、具体的な取組として「相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、以下の別表に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。」ことが求められます。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4(一)に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。」としています。具体的には第6期計画中に、以下の機能を市町村又は障害保健福祉圏域等は有することが求められています。この機能の②は、この手引きで取り扱う取組と深い関連性を持つものです。そのため、それぞれを別個の取組として検討するのではなく、一体的に、地域が有する支援者支援の機能として整備していくことが重要です。

### ①総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

### ②地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

また、この機能は、市町村地域生活支援事業の実施要綱における基幹相談支援センターの業務内容の一部とリンクしていることにも十分留意することが必要です。市町村がこの機能を有することが重要であるほか、未設置自治体においては基幹相談支援センターの整備を検討することが重要になります。設置済み自治体においても自地域の基幹相談支援センターの評価やさらなる機能強化、相談支援体制を再検討すること等が求められます。

## (2) モニタリング結果の検証の定義

前節のように、モニタリング結果の検証は、質が高くかつ公正・中立性の担保された支援を提供するためにはどうしたらよいかについて、利用者の個別の支援を対象として実施するものです。これはすなわち、相談支援専門員が行う業務（支援）の検証にほかなりません。モニタリング（継続サービス利用支援）は計画作成（サービス利用支援）の結果を継続的に見直すものですから、その検証は、計画相談支援の支援（サービス提供）全般を検証するものであり、ケアマネジメントプロセス全体を検証するものとなります。業務及びプロセス全体を取り扱うものですから、モニタリング報告書やサービス等利用計画といった書類の審査がここでいう検証にはなりません。そのような書類を検証の素材として活用しながら、相談支援専門員の業務（支援）全体の検証を実施します。

また、取組にあたっては、人材育成の視点に基づく支援者支援の考え方があることにも留意が必要です。すなわち、モニタリング結果の検証は、これまで以上に質が高くかつ公正・中立性の担保された支援を提供するために、担当する相談支援専門員が今後どのようにしたらよいかについて、利用者に資するかたちで当該相談支援専門員の行動変容を促す取組をすることとなります。そのためには、相談支援専門員が気づきを持ち、目的達成の方策等を考え、行動に移すような動機づけを含めた取組であることが必須となります。

検証というと、改善すべき事項を洗い出すことに主眼がおかれがちです。しかしそのような形での実施は、受ける側の相談支援専門員が検証を自らの（業務における）欠点の指摘と感じたり、時に否定若しくは非難と受け取る危険性を孕みます。それでは動機づけにつながらないどころか、むしろ低下することになりかねません。展開方法いかんでは、ハラスメント等のリスクにもつながる可能性があることにも留意が必要です。

これらの視点や方法については、本手引きで詳説されるほか、主任相談支援専門員の検討において、その役割や必要なコンピテンシー（業務を遂行するために必要な力）として整理してきているところです。本取組の実施にあたっては、主任相談支援専門員養成研修の知見を参照し、活用することが必要となります。活用にあたっては、自治体職員自身がその力を身につけることも重要ですが、管内の専門職たる相談支援専門員、主任相談支援専門員を活用することも必要となります。官民協働の中では、その体制においても水平的な関係性を保つことが求められます。

また、体制整備にあたっては、管内に地域の中核となる相談支援専門員を配置し、その者が主任相談支援専門員として活躍できるような環境も必要となります。そのためには、各種指定相談支援事業所に主任相談支援専門員が配置されることと併せ、基幹相談支援センターを設置した上で主任相談支援専門員を配置することを推進する必要があるほか、既に設置している場合においても、継続的にその評価や必要に応じた再検討を行うことが重要です。

## 2 モニタリング結果の検証を実施する際の前提となる障害児者相談支援の基本的視点

ここでは、障害児者相談支援の目的（障害児者の地域での自立した生活の実現）を実現するための留意しておくべき基本的視点について解説します。これは研修等の人材育成の各場面を通じて相談支援専門員や自治体職員に対し強調している内容であり、詳細は相談支援従事者養成研修の内容等を参照してください。

## (1) 障害ケアマネジメントプロセス全体にわたる支援の総合的検証の必要性

### ア 地域における自立した生活

わたしたちの地域での社会生活は、さまざまな環境要因と個人要因との相互関係の中で成立し、基本的に、自らの意志と自己決定、様々な情報や経験、他者への相談、成功や失敗などを含め、権利と義務を基盤としながら成り立っています。これは、高齢、障害、生活困窮等であるかないかにかかわらず、地域における安心した豊かな生活、自ら希望する生活スタイルは、本来であれば誰もが「ひと」として、あたりまえに追求されていくべきものです。

「自立（生活）とは、どこに住むか、いかに住むか、どうやって自分の生活をまかなうか、を選択する自由をいう。それは自分が選んだ地域で生活することであり、ルームメートを持つか、一人暮らしをするか自分で決めることであり、自分の生活—日々の暮らし、食べ物、娯楽、趣味、悪事、善行、友人等々—すべてを自分の決断と責任でやっていくことであり、危険を冒したり、誤ちを犯す自由であり、自立した生活をすることによって、自立生活を学ぶ自由でもある。」（「リハビリテーションギャザット」JIL ホームページより）とあります。また「障害者の自立とは、できるだけ多くの依存できる人を増やすことである」（熊谷）とも言われ、ひとは全面的な依存と扶養の原型である赤ん坊の対人関係から、必要や状況に応じて互いに依存しあう相互依存の形となり、後者の依存のできる人を増やすことにより、よりニーズを充足しやすくすることにつながるといえるのです。

障害があるがゆえに当たり前のニーズが充足されないこと、障害により生活や意思疎通、意思決定に支援が必要な場合、地域の社会資源不足や、権利条約・合理的配慮に関しての社会的な未成熟さなどに対応を図ることなど、支援を充足し改善していくためには、国や自治体としての制度やしくみも重要です。そうした中で、障害者を支えるひとつの手法としてケアマネジメントがあり、それらを具体的に制度とリンクさせたものが、障害者総合支援法における、相談支援と支給決定の仕組みとなります。一方で、制度や仕組みは、ひとつの枠組み・ツールであり、個別に応じた柔軟性は基本的にありません。だからこそ、障害者の自立を支える相談支援には、フォーマル・インフォーマルの社会資源の活用や、地域作りを含め、ソーシャルワークとして捉え実践していくことが求められ、地方自治体がわがまちの福祉をどのように充実させ質を向上させていこうとしていくのかという方向性や取組姿勢が重要になります。

### イ 障害者ケアマネジメントとケアマネジメントプロセス

障害者ケアマネジメントのもともとの歴史的背景や導入の経過は相談支援専門員の研修にお任せずとして、その定義は「障害児者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらに社会資源の改善及び開発をも推進する援助方法である」とされています。（H14（2002）「障害者ケアガイドライン」におけるケアマネジメントの定義）

ケアマネジメントの支援プロセスは次頁の表の通りであり、基本的には、アセスメント、プラン、モニタリングが繰り返されることにより、ニーズを充足していくこととなります。本人・家族の困りごと、ニーズや希望は、話を丁寧に聞き、まずは課題や問題を整理します。本人の強みを活かし、のびしろや可能性を伸ばすこと、サービスや社会資源を有効に利用・活用していく中で、周辺環境を改善し支援者や理解者を増やしていくことなどで充足されていきます。障害者が地域でのあたりまえの生活を継続していくため、また、年齢や成長、季節や時期によってもたえず変化するニー

ズを解決していくためにも、ケアマネジメントの手法やプロセスは非常に大切なものとなります。

	ケアマネジメントプロセス/ケアガイドライン	サービス等利用計画のプロセス
①	インテーク（であい・入り口による状況の把握）	相談面接
②	アセスメント（みため・ニーズの把握）	アセスメント・資源・二次
③	プランニング（てだて・支援目標と計画の作成）	サービス等利用計画案 サービス担当者会議 サービス等利用計画
④	インターベーション（はたらきかけ・計画の実施）	計画内容の実施 事業所の個別支援計画の実施
⑤	モニタリング（みなおし・サービス提供の状況評価）	モニタリング・再アセスメント
⑥	エバリュエーション（ふりかえり・再アセスメント）	（状況・ニーズの変化） 継続サービス利用支援 サービス担当者会議 サービス等利用計画の変更
⑦	ターミネーション（わかれ・終了）	引き継ぎ・終了

## ウ 支援の総合検証の必要性

### （ア）制度と自治体

障害者の中でも、自ら課題やニーズを満たすことが苦手であったり、困難な方にとって、ケアマネジメント⇨サービス等利用計画によるコーディネートやサービス調整、その結果としてのサービス提供は、本人たちの社会生活を支える上で欠かせないものです。

社会保障制度として、ようやく本人・家族に対して個別に寄り添える相談支援の制度・体制や障害福祉サービスが少しずつ充実してきました。サービス等利用計画が、障害福祉サービスにおける支給決定の勘案事項として位置づけられ、相談支援に関する各種加算の拡充、自立生活援助の創設など、内容的にも少しずつ充実してきています。

支給決定の材料となるサービス等利用計画（案）の位置づけが非常に重要なものとなる一方で、各自治体では、提出されるサービス等利用計画（案）の内容について、提出書類の外形的内容以上に精査をし、当該障害者のアセスメント内容等を直接的に現認することは、体制的にもなかなか難しい状況があります。また、基準から外れる支給決定や、柔軟な対応の求められているモニタリングの頻度等についても、個々の状況を十分にくみ取り、柔軟に対応していくのは、自治体の判断に任されているとはいえ、中立・公平性の性質上からも、Q&Aやガイドラインなど何らかの根拠やその判断材料となるものがない限り容易ではないのかもしれませんが。

形式的な支給であれ柔軟な支給であれ、障害者の生活がサービス等利用計画の内容に大きく左右されてしまう部分があり、その個別的な内容、量や質、あるいはそれぞれの事業所による働きかけが適正かどうかによっては、本人・家族にとってプラスにも、マイナスにも振れてしまう可能性もあり得ます。しかしながら、その支給・支援の結果として、地域の住民である障害者の生活を守ること、地域をつくること、そして支給者としてのその内容が適切かを検証することは非常に重要であり、一義的な責務は各自治体にあります。

### (イ) 相談支援専門員の役割

サービス等利用計画で実施されるケアマネジメントについては、その支援の内容が本人・家族にとって本当によりよいものとなっているのか、相談支援専門員は専門職として常に振り返る必要があります。

2011年の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においても「相談支援専門員の基本理念は、すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者(障害者本人及び家族)との信頼関係を築き、人権と社会正義を実践の根底に置くこと」、「相談支援専門員は、本人の意向やニーズを聴き取り、必要に応じて本人中心支援計画およびサービス等利用計画の策定にかかる支援を行う。具体的には、本人のニーズを満たすために制度に基づく支援に結びつけるだけでなく、制度に基づかない支援を含む福祉に限らない教育、医療、労働、経済保障、住宅制度等々あらゆる資源の動員を図る努力をする。また、資源の不足などについて、その解決に向けて活動することも重要」とその理念と役割が提言されています（「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」平成23(2011)年8月30日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）。

相談支援専門員には、こうした理念と役割を果たし、社会資源が不足しがちな地域の中で、決してあきらめてしまうことなく、さまざまな工夫を凝らし連携をしていく中で、ニーズの充足に努力することや、重度の障害者等に対する意思疎通支援や意思決定支援、権利擁護や合理的配慮が施されているかなど、基本的な姿勢が問われることとなります。

### (ウ) 総合的な検証の必要性

このように、自治体としても相談支援専門員としても、実際のサービス等利用計画が、どのように実施され、本人・家族の生活がどのように変化したか、あるいは安定して安心して暮らし続けられているのか等を継続的に確認していく必要があります。本人の思いやニーズは、正しい情報の説明や整理、実際の体験や経験等のプロセスにより、選択肢の幅が広がり、変化をしていくものです。すなわち、モニタリングを適宜適切に実施していく中で、本人の新たなニーズにも対応でき、その都度、サービス等利用計画も見直されていかなければなりません。適切なアセスメントやケアマネジメントのプロセスが丁寧に実践されているか、利用契約としてもその結果が求められ、支援の質が問われることとなります。

サービス等利用計画、支援の質（生活の質への結びつき）について数値化するのは難しいものの、これまでの実践や研究、障害者総合福祉推進事業等では、以下の視点が求められています。

- ・エンパワメント・アドボカシーの視点
- ・自助自立の視点
- ・総合的な生活支援の視点
- ・ニーズに基づく支援の視点
- ・連携・チーム支援の視点
- ・中立・公平性の視点
- ・生活の質の向上の視点
- ・権利擁護や合理的配慮、虐待防止の視点
- ・本人にとって必要十分な支援となっているか
- ・財源の使用が効果的、効率的な使用となっているか



- ・ニーズや環境の変化に対応できているか
- ・モニタリングの期間設定が適切か
- ・結果として適正なプランになっていたのか 等

実際には、サービス担当者会議や多職種連携・チームアプローチの中で、本人・家族の思いを主体とし、さまざまな視点や専門性をふまえて、その内容をブラッシュアップするのですが、相談支援事業所は少ない人数で多くの利用者を抱えていることも多く、十分に実施できていない状況も散見されています。実践現場におけるOJTの実施や初任や現任の研修等を通しての事例を見ても、アセスメント不足や検討の余地のある内容のものが見られることも事実です。

また、当初のプランにより支援をしてきた結果がどのようになってきているのか、モニタリングや再アセスメントを実施しどのようにプランを修正するのか。特に、あまり上手くいっていない利用者の場合においては早めに内容や対応を見直す必要があります。

利用者にとってのよりよいプラン、相談支援の底上げや質の向上のため、根本的には本人・家族にとって必要な支援のため、「総合的な検証」を行う必要があります。また、各自治体は、支給決定権者として、さらに効果的・効率的に税財源を利用することを含めて、その責務を求められるものとなります。

現状では、すべてのプランをすべての段階において確認し続けることは困難であり、だからといって「野放し」にするのではなく、地域の実情に応じた現実的な対応を図ることが必要です。これは、自治体の職員のみで、あるいは現場の相談支援専門員のみでできることではなく相互の協力体制が必要です。具体的には、各自治体が基幹相談支援センターや実践経験豊富な主任相談支援専門員等を活用し、スクリーニングをかけつつ、総合的な検証について、実施・運用することが、ひとつの方法として考えられ、総合的な検証を実施し始めている自治体も増えてきています。

また、同様に、セルフプランについても、セルフプランに関する助言やセルフネグレクトや介護者によるネグレクトを含む虐待防止の観点からも、適宜、検証をしておくべきものと考えます。

### 3 モニタリング結果の検証と市町村等による指導

#### (1) 計画相談支援における市町村の役割

市町村は、計画相談支援について以下のふたつの関わり（役割）を持ちます。

- ① 事業者（相談支援専門員）の作成したサービス等利用計画を勘案しながら障害福祉サービスの支給決定をする役割。
- ② 事業者の指定に関する役割

それに呼応し、①に対応したサービス等利用計画を精査する役割、②に対応した事業者を監督する役割を持ちます。すなわち、このふたつの役割に基づき、サービス等利用計画そのものを検証する役割とより幅広く、適切な相談支援が提供されているかを検証する役割を自治体はもっています。

さらに支給決定及び計画相談支援の業務プロセスを細分化してみた場合、サービス等利用計画の中には、サービス等利用計画案、モニタリング報告書やそれに付随する文書を含むものとなります。これらの文書を精査することも自治体事務において重要ですが、これまで述べてきたように、利用者に対して適切な相談支援が提供されているかを確認することが同時に必要であり、支

給決定（変更）のプロセスにおいて、相談支援専門員が作成したモニタリング結果の記録を踏まえ、当該障害者に対する支援内容が適切なものとなっているかどうかについて定期的に確認する業務を担っています。

## （２）市町村が行う指導・監査との関係

市町村が前述のふたつの役割を遂行するにあたっては、本手引きの本旨であるケースワークや支給決定を行う部門における相談支援業務とその一環としてのモニタリング検証と事業者を指導・監査する業務が一部重複します。

モニタリング結果の検証は、その趣旨から市町村の障害福祉部局の障害福祉サービス等の支給決定を担当する部署や障害者等の支援を担当する部署が主となって実施することが想定されま

す。また、自治体には、障害福祉サービス等の事業所の指定権者として、事業者が法に則り適正に事業を運営しているかを監督する責任があります（計画相談支援、障害児相談支援は市町村）。

モニタリング結果の検証は、第5章に示すような総合的な観点から行われるものですが、事業や業務の適切性を確認する観点においては、指導・監査が類似のものとして存在します。

指導・監査を実施することをもってモニタリング結果の検証を行っているとすることはできませんが、両者の役割分担を検討して業務の効率化を図ることや、両部門が連携することによりそれぞれの業務をより効果的に実施するような検討をすることは、相談支援の質の向上を図る取組としても効果的であると考えられます。

### 【参考】

指導・監査においては、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」が示されており、行政機関が行う集団指導及び実地指導が位置づけられている。さらに、別紙20「主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）」が示されており、「第3運営に関する基準 11 指定計画相談支援の具体的取扱方針」の「（3）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、（略）、次に掲げるところによっているか。」とされており、モニタリングに関して、具体的に確認を行うこととする内容が含まれている。

また障害児相談支援についても計画相談支援と同様、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」に示されている。さらに、別紙8「主眼事項及び着眼点（障害児相談支援）」の確認項目等の中に「第3 運営に関する基準 11 指定障害児相談支援の具体的取扱方針」の「（3）指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、（略）、次に掲げるところによっているか。」とされている。

※巻末資料3に指導監査に関する参考資料を掲載

## 第2章 モニタリング結果の検証の適切な実施のための条件整備

### 1 条件整備の必要性

モニタリング結果の検証の取組に際しては、その前提条件として、①地域の相談支援体制の整備と人材育成の取組の実施、②（自立支援）協議会の活性化、③都道府県の役割との連動条件（環境）の整備が必須です。

#### （1）地域の相談支援体制の整備と人材育成の取組の実施

計画相談の導入により、相談支援専門員が地域の障害者に寄り添う仕組みがスタートしました。しかし、その状況は十分でなく、小規模事業所、他事業との兼務、相談支援専門員の担当件数の多さ等の課題があります。また、相談支援事業所が地域に存在しないところもあります。他方で、計画相談の仕組みの導入を地域における相談支援体制整備のチャンスと捉え、その充実を図っている地域もあります。地域の実情に応じた体制づくりのために、丁寧な地域診断を実施する自治体もあります。各地域のさまざまな好取組事例は、国の市町村セミナーや障害者総合福祉推進事業等で報告されています。

また、相談支援専門員の質の向上を図るための取組も各地で進展しています。そこでは、特に地域の中核機関である基幹相談支援センター、中核人材としての主任相談支援専門員が、市町村と協力しながらその力を発揮することが求められています。モニタリング結果の検証の適切な実施のためには、相談支援体制の整備と人材育成の取組について、再構築を図るべき時期にきています。

#### （2）市町村（自立支援）協議会の活性化

モニタリング結果の検証の充実のためには、（自立支援）協議会を活用し、地域ぐるみでその実施を図ることも重要です。その中心となる市町村（自立支援）協議会は、個別の課題を地域の課題とすべく、情報共有・情報発信、地域資源のネットワーク化・連携強化、社会資源の改善・開発、人材育成、地域診断、体制整備等の実施が期待されています。そのためには、協議会を形骸化させず、活性化させることが求められます。

協議会の活性化のため、地域生活支援事業の市町村の任意事業として平成27年に追加された「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援」の活用、都道府県の地域生活支援事業の任意事業の一つとして平成29年に創設された「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」の活用も効果的です。

#### （3）都道府県の役割

都道府県は、広域的な見地から、市町村によるモニタリング結果の検証の後押しをすることが期待されます。とりわけ、（1）（2）でも触れた、モニタリング結果の検証の基盤たる市町村の体制整備等に対して、都道府県は側面的な支援・アドバイス等の充実が求められます。この際においても、都道府県自立支援協議会による支援、地域生活支援事業の必須・任意事業等の活用、相談支援専門員に係る諸研修の充実等が求められます。相談支援の質の向上、サービス等利用計画のモニタリングの進展等のためには、単独の市町村のみでは難しいことも多いかもしれません。諦めずに一緒に考えてくれる、まずは、これが都道府県の役割なのかもしれません。

## 2 モニタリング結果の検証と相談支援専門員の養成

### (1) 相談支援従事者養成研修の機会活用

市町村によるモニタリング結果の検証の促進のためには、個々の相談支援専門員の力量の向上が求められます。本節では、その一例として、神奈川県相模原市の取組を紹介します。相模原市は、協議会の下部組織に人材育成に係る部会を設置し、相談支援従事者養成研修（法定研修）を軸に地域での研修を体系化しています。また、基幹相談支援センターによるグループスーパービジョンを定期開催し、相談支援専門員の人材育成やネットワークづくりに取り組んでいます。法定研修と地域における人材育成の連動を意識した取組を実施した結果、以下の効果と留意点が確認されました。

<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域単位による受講者のグループ構成は、受講者間の顔合わせの場となり、地域における人的ネットワークのきっかけとなる。</li> <li>・ 基幹相談支援センター職員をファシリテーターとして配置することにより、受講者との顔合わせ及び相互理解につながる。演習場面においても当該地域を踏まえた情報提供やスーパーバイズが可能となる。</li> <li>・ 実地研修では、実際の地域、基幹相談支援センターでの取組となる為、実践に近い環境でスーパーバイズや情報提供が可能となる。また、研修内容のフォローアップが可能となり、法定研修における獲得目標を達成する効果を高めることが期待できる。</li> <li>・ 実践的な感覚で「人」・「基幹相談支援センター、相談支援事業所としての役割」・「地域の現状」について相互理解を進めやすい。この経験が研修終了後に相談支援を実践する中で生かされると良い（具体的な効果測定は研修が終了したこれからになる見込み）。</li> </ul>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この取組は、地域の相談支援体制、人材育成ビジョン及び研修体系、或いはその整備に向けて取り組む土壌の有無に影響される可能性がある。</li> <li>・ 市町村行政と基幹相談支援センターの人材育成に対する認識、視点、意欲に齟齬がある場合、演習（ファシリテーター派遣の可否）や地域の人材育成（実施研修時の対応）の効果や質に影響を与える可能性がある。</li> <li>・ 基幹相談支援センター職員の視点としては、受講者に基幹相談支援センターの役割や機能を知ってもらい相談支援における連携や人材育成につなげていく為に、良い関係（信頼関係）を構築することを念頭に置き、演習では実地研修に、実地研修では実践の関係に繋げることを意識し、取り組むことが重要である。</li> <li>・ 実習の際に基幹相談支援センターを訪問することがカリキュラム上必須ではない為、すべての受講者が参加するとは限らない。市町村行政との連携の上、受講決定通知と合わせた事前の周知や工夫が必要となる。</li> </ul>

## 第3章 モニタリング結果の検証の現状と課題

### 1 市区町村アンケート調査の結果（概要）

#### （1）調査の概要

ア 調査対象：全市区町村 1,747 件（悉皆）

イ 調査期間：令和元年12月18日から令和2年1月15日  
（回答基準日は平成31年4月1日）

ウ 調査方法：電子メールにて依頼・回収を行った。

- ・ 依頼 厚生労働省 → 都道府県 → 市区町村
- ・ 回答 市区町村 → 都道府県 → 事務局

#### エ 調査項目

- ・ 人口
- ・ モニタリング結果の「報告」およびモニタリング内容の「検証」
- ・ セルフプランの「検証」
- ・ 「指定計画相談支援の評価」のための市町村の取組
- ・ 「指定計画相談支援の評価」のための市町村（自立支援）協議会の取組
- ・ 「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用
- ・ サービス等利用計画の評価等に関するツール
- ・ 実地指導におけるサービス等利用計画又はモニタリング結果の指導・助言
- ・ サービス等利用計画の点検・評価に関する基幹相談支援センターの取組

#### （2）調査結果概要

##### ア 調査結果概要

全国の1,747市区町村に対してアンケート調査を行った結果、1,695件の回答があり、回答率は97.0%でした。

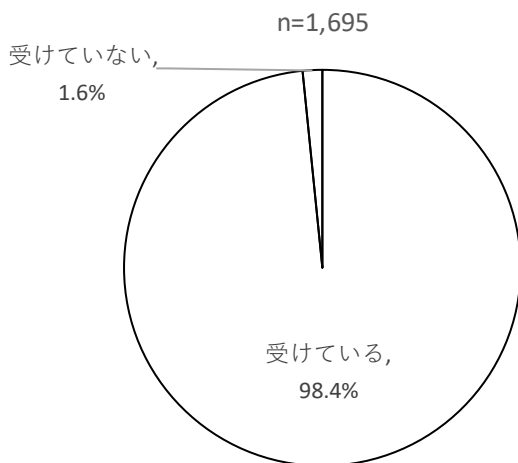
##### イ 調査結果

###### （ア）指定特定相談支援事業所からのモニタリング結果報告について

指定特定相談支援事業所からモニタリング結果の「報告」を受けていると回答したのは、1,668市区町村で98.4%、受けていないと回答したのは、27市区町村で1.6%でした。（n=1,695）

報告を受けていると回答した市区町村の内、すべてのモニタリング結果の報告を受けていると回答したのは、1,440市区町村で88.3%、一部のモニタリング結果の報告を受けていると回答したのは、190市区町村で11.7%でした。（n=1,630）

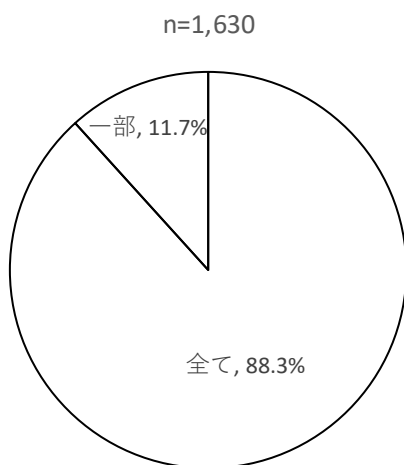
図3-1 モニタリング結果の報告



人口別の割合

人 口	自治体数	受けている	受けていない
~20,000人	769	98.2%	1.8%
20,000人~80,000人	576	99.0%	1.0%
80,000人~150,000人	170	98.8%	1.2%
150,000人~	180	97.2%	2.8%

図3-2 モニタリング結果報告の量



人口別の割合

人 口	自治体数	全て	一部
~20,000人	732	91.5%	8.5%
20,000人~80,000人	558	88.4%	11.6%
80,000人~150,000人	166	81.9%	18.1%
150,000人~	174	81.0%	19.0%

一部のモニタリング結果の報告を受けていると回答した市区町村における主な抽出方法は以下のとおりです。

- 利用者の状況変化等により、早急な支援方針の変更が必要となっている方のみを抽出している。
- 抽出ではなく、報告があったものを受けている。
- 支給決定内容に影響がある案件については、内容を検証のうえ、支給決定に係る勘案を行っている。
- 障害福祉サービスの更新申請、サービス支給量の変更申請、サービスの利用終了その他必要時に、モニタリング報告書の提出を求めている。
- 全ての事業所にモニタリングの報告を行うようお願いしているが、一部、報告しない事業所がある。
- サービス変更の可能性が高いなど状況把握をしたい人を各担当で抽出。

また、どのような方法で報告を受けているかについては、書面（モニタリング報告書）又は口頭によるものがほとんどでした。

主な報告の頻度は、以下のとおりです。

- 受給者証に記載しているモニタリング期間毎
- 基本的に、訪問系サービスは3ヶ月毎、訪問系サービス以外は半年毎、新規や変化が見込めないケースについてはケースの状況に応じてモニタリング期間を決定している。障害児についても、基本的に半年毎だが、ケースの状況によっては3～4ヶ月毎に報告を受けている。その他サービス内容に変更が生じた場合は報告を受けている。
- 利用者の状況に応じて
- 半年～1年に1回

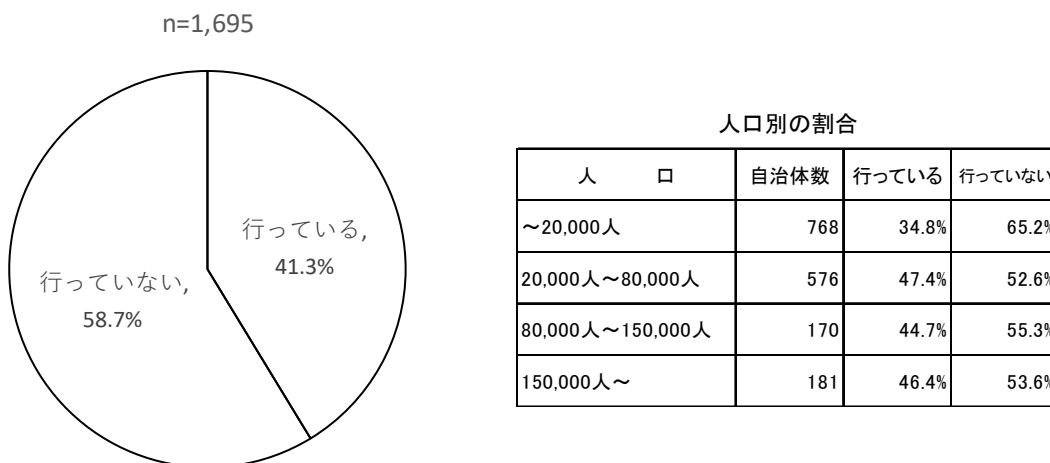
報告を受けていないと回答した主な理由は以下のとおりです。

- 報告の提出がない。
- 専門員がおらず、検証を行う体制が整っていないため。
- 計画相談の対象者がいないため
- 実地指導において確認しているため。
- 自治体内に指定特定相談支援事業所がないため。

#### (イ) モニタリング内容の検証等について

モニタリング内容の「検討等」を行っているとは回答したのは、700市区町村で41.3%、行っていないと回答したのは、995市区町村で58.7%です。(n=1,695)

図3-3 モニタリング内容の検証



モニタリング内容の「検討等」を行っているとは回答した市区町村における主な実施方法、頻度、参加機関等は以下のとおりです。

- モニタリング報告書の確認（目視・回覧）
- 提出されるモニタリング報告を都度確認し、検証が必要と判断したものについて検証を実施している。参加機関に関しては相談支援事業所の他、ケース毎に支援に関わりのある機関を選出している。
- 定期的にサービス提供事業者及び相談支援事業所との情報交換及び計画相談等の内容について協議している。
- 担当職員内で内容を確認し必要に応じ、相談支援事業所に照会をしている。

- ケースに応じて検証している。全ての検証は人員的に不可。
- 関係機関が集まって月1回程度サービス受給者に関する会議を行っている。  
参加機関：行政（保健師、障害福祉担当）、各相談支援事業所、保健所、社会福祉協議会、精神科訪問看護師
- モニタリング報告書の提出を受け、サービス利用の状況、目標の達成度、今後の課題、計画変更の必要性等を確認している。
- モニタリングの提出時に障害福祉管理システムによるチェック
- 基幹相談支援センター研修内でモニタリングについて学ぶ機会がある。（平成30年度・31年度各1回）
- 計画相談支援事業所と市の計画相談担当が参加し、相談支援事業所連絡会で事例検討会を行っている（平成30年度までは2ヶ月に1回、平成31年度からは必要な場合に随時開催することとしている。）。
- 月ごとに福祉・保健・包括担当課で回覧し実態に沿っているか、適切なサービスを行っているか、本人の気持ちに沿っているか確認し、必要があれば検討を行っている。
- 障害福祉サービス担当者（必要に応じて、保健師等専門職の意見も調子ながら）がモニタリング報告書を確認し、サービス等利用計画に沿った支援が行われているか、支援目標に沿ったモニタリング、その達成評価、課題の洗い出しや設定ができていないかをほぼ全件・毎月行っている。

また、行っていないと回答した主な理由は以下のとおりでした。

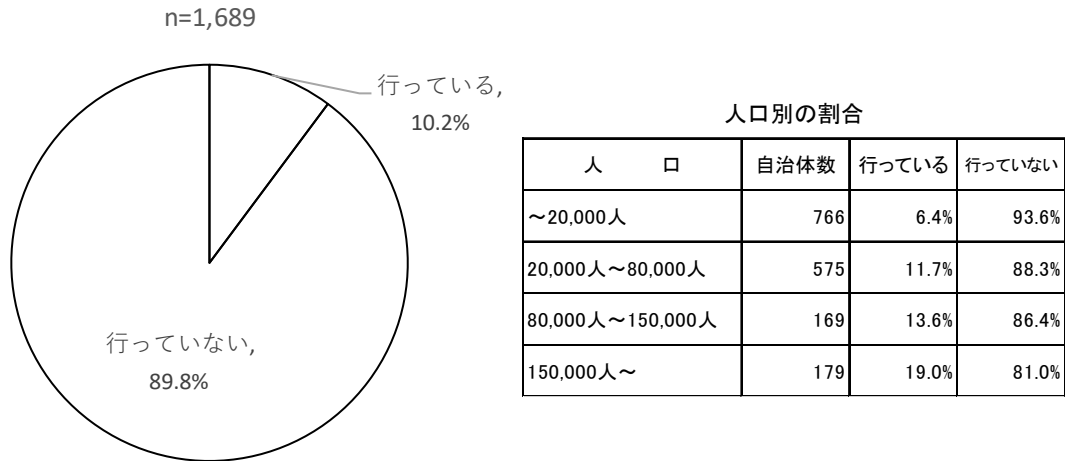
- 内容の確認のみで、検証までは行っていない。
- 体制がとれていない。
- 担当係員に検証のための専門知識がなく、また業務多忙のため。
- どのように検証を行えばよいのかわからない。
- 検証を行う必要がないため。

#### （ウ）セルフプランの「検証」について

セルフプランの「検証」に関する何らかの取組を行っているとは回答したのは、173 市区町村で10.2%、行っていないと回答したのは、1,516 市区町村で89.8%でした。（n=1,689）



図3-4 セルフプランの検証



行っていると回答した市区町村における主な取組は以下のとおりです。

- 内容を確認し、サービス提供事業所との協議及び本人との面談を実施している。
- セルフプランの方は支給期間を1年間とし、更新のたびに利用者またはその家族と面談し内容と検討している。
- 関係機関が集まって月1回程度サービス受給者に関する会議を行っている。
- サービス等利用計画評価サポートブック等を利用し、エンパワメントやアドボカシーの視点等について検討を行っている。
- 本市におけるセルフプランは、介護保険併給者でケアプランをサービス等利用計画案として採用している。当該ケアプランにおいて、障害福祉サービス担当者（必要に応じて、保健師等専門職の意見を調子ながら）が内容を確認し、障害福祉サービスの投入が適切なものとなっているかの検証を行っている。
- セルフプラン提出時に聞き取りを行っている。
- 自立支援協議会で協議を行っている。
- 障害児の通所サービスを保護者によるセルフプランで行っているケースなどについては、一定の効果があるものとして認めておりますが、複数サービス利用者や複数児の家族等については、障害児相談支援に早期につながるよう福祉サービスの新規申請及び更新申請時には働きかけを行っております。
- 本町ではセルフプラン作成の際に相談支援事業所が支援を行うケースが多く、また、そうでないケースについても全てのセルフプランについて部署内で検討を行うとともに、必要に応じて相談支援事業所と協議を行っております。

また、行っていないと回答した主な理由は以下のとおりです。

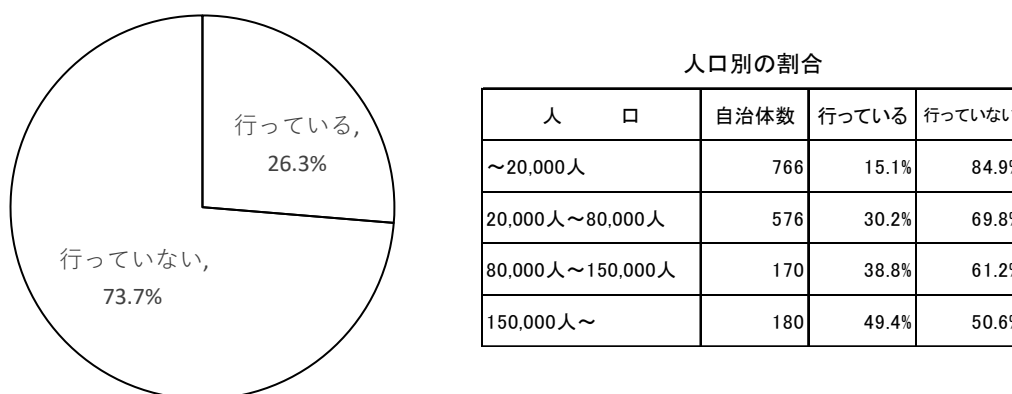
- セルフプランの利用者がいないため。
- 本人の状態を提出時に確認し、セルフプランの内容に対し、必要に応じて助言を行っているが、検証等までは行えていない。
- 基幹相談支援センターがない。
- 専門的な職員がいないため行うことができない。
- 業務が多忙なため。

- セルフプランから相談支援利用へ切り替えているため。

### (エ)「指定計画相談支援の評価」のための市町村の取組について

指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うために、市町村は何らかの取組を行っているとは回答したのは、445 市区町村で 26.3%、行っていないと回答したのは、1,247 市区町村で 73.7%でした。（n=1,692）

図3-5 「指定計画相談支援の評価」のための市町村の取組 n=1,692



行っていると回答した市区町村における主な取組は以下のとおりです。

- 実地指導の際に評価を確認し、評価を行っていないなどあれば指導を行っている。
- 定期的に事業者との情報交換及び計画相談等の内容について協議している。
- 自立支援協議会「相談支援部会」が実施する学習会に、必要に応じて参加協力している。
- 指定特定相談支援事業者に対して、講習等の方法による集団指導及び事業所において、実地指導を行っている。
- チェックリストを作成し、自己点検を行えるようにしている。
- 新規で指定を受けた相談支援事業所に対し、市が作成した検証シートを用いて、基本情報、支援計画、モニタリング内容について検証し、その結果を担当相談支援専門員に面接によりフィードバックを実施。翌年は、相談支援専門員による自己検証した内容を提出してもらい、同ケースについて市も検証しフィードバックを行う方法で自己点検の方法を教示している。相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援評価チェックシートを用いての自己評価、他者が作成した計画の評価を行っている。また、年に1回、相談支援事業所の相談支援専門員を対象に、計画相談のスキルアップを図るための研修会を実施している。
- 相談支援事業所連絡会を開催し、相談支援評価チェックシートを用いての自己評価、他者が作成した計画の評価を行っている。
- 自立支援協議会に設置している専門員や基幹相談支援センターが検証結果を基に取りまとめたサービス等利用計画等の記載例などを各事業者に郵送することで、自主的な評価の際の参考にしてもらった。
- 事例検討のため、毎月1回管理者、相談専門員、行政担当職員、保健師にて定例

会を開催している。また事例ごとに必要に応じて随時開催している。

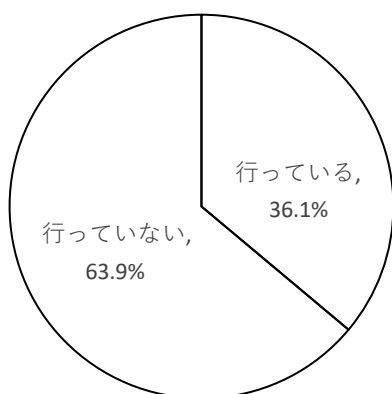
また、行っていないと回答した主な理由は以下のとおりです。

- 専門的知識、人員の不足。
- 事業所にまかせているため。
- 監査以外で、相談支援事業所が相談支援の評価を自主的に行うような取組みを考えられていないから。
- 相談事業所からの依頼がないため。
- 日常的に指定特定相談支援事業所と連携を取っており、課題や改善方法などの意見交換が可能なため
- 相談支援事業所で取り組まれているため、市町村での取組みは必要ないと思っていた
- 各指定特定相談支援事業所が作成する計画相談の内容や、モニタリング内容が問題ないため。
- 特に必要性がないため
- 普段提出されるサービス等利用計画やモニタリング報告書から、自主的に評価を行うことができていると判断しているため。
- 事業所からの相談等もなく、町として何をどうすべきかわからない。

#### (オ)「指定計画相談支援の評価」のための市町村（自立支援）協議会の取組について

指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うために、市町村（自立支援）協議会は何らかの取組を行っているとは回答したのは、609 市区町村で 36.1%、行っていないと回答したのは、1,077 市区町村で 63.9%でした。(n=1,686)

図3-6 「指定計画相談支援の評価」のための市町村(自立支援)協議会の取組 n=1,686



人口別の割合

人口	自治体数	行っている	行っていない
～20,000人	761	26.4%	73.6%
20,000人～80,000人	576	41.5%	58.5%
80,000人～150,000人	169	50.9%	49.1%
150,000人～	180	46.1%	53.9%

行っていると回答した市区町村（自立支援）協議会における主な取組は以下のとおりです。

- 相談支援部会を設置し、指定計画相談を含む相談支援事業について、中立・公平性の確保や評価に関する協議を定期的に行っている。
- 自立支援協議会の相談支援部会にて、事例検討を実施。

- 個別支援会議（指定特定相談支援事業所が出席）にてケース検討をする際にモニタリングの視点・計画評価の重要性について話し合うことがあります。
- 自立支援協議会（相談支援部会）で、計画相談支援の基礎として、モニタリング報告書の作成について研修会を行っている。

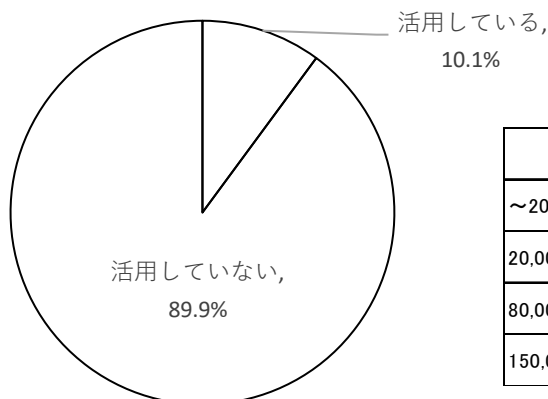
また、行っていないと回答した主な理由は以下のとおりです。

- 自立支援協議会の構成市町内の状況についての情報共有に留まっている。
- 社会資源がほとんどないため、自立支援協議会の活動が停滞している。
- 専門的知識、人員の不足。
- 事業所の判断に任せているため。
- 自治体の規模が小規模であり、自立支援協議会での相談支援に特化した議論が難しい。
- 必要性が感じられないため。
- 各指定特定相談支援事業所が作成する計画相談の内容や、モニタリング内容が問題ないため。
- 協議会がどのような取組を行えばよいのかわからない。
- 協議会の取組内容に明記されていないため。
- 自立支援協議会が機能していないため
- 自立支援協議会での取り組む課題として、計画相談支援に係る事項が挙げられたことがなく、取り組んだ経過はない。
- 他に検討すべきことのほうが重要なため

### （カ）「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用について

「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究（「サービス等利用計画評価サポートブック）」を市町村で活用していると回答したのは、170 市区町村で 10.1%、活用していないと回答したのは、1,517 市区町村で 89.9%でした。（n=1,687）

図3-7 「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用 n=1,687



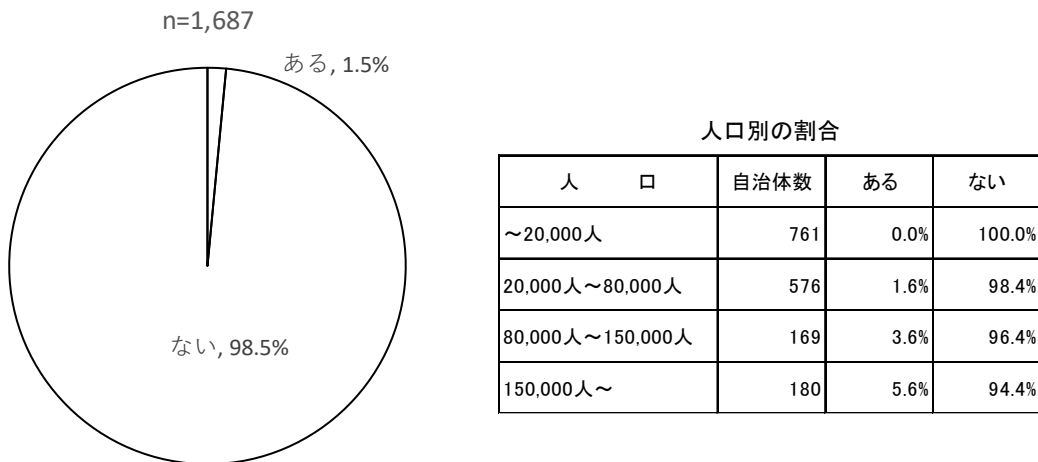
人口別の割合

人 口	自治体数	活用している	活用していない
～20,000人	763	5.2%	94.8%
20,000人～80,000人	575	10.1%	89.9%
80,000人～150,000人	169	16.6%	83.4%
150,000人～	180	24.4%	75.6%

(キ) サービス等利用計画の評価等に関するツールについて

サービス等利用計画の評価等に際して、市町村で使用しているツール等があると回答したのは、25 市区町村で 1.5%、ないと回答したのは、1,661 市区町村で 98.5%でした。(n=1,687)

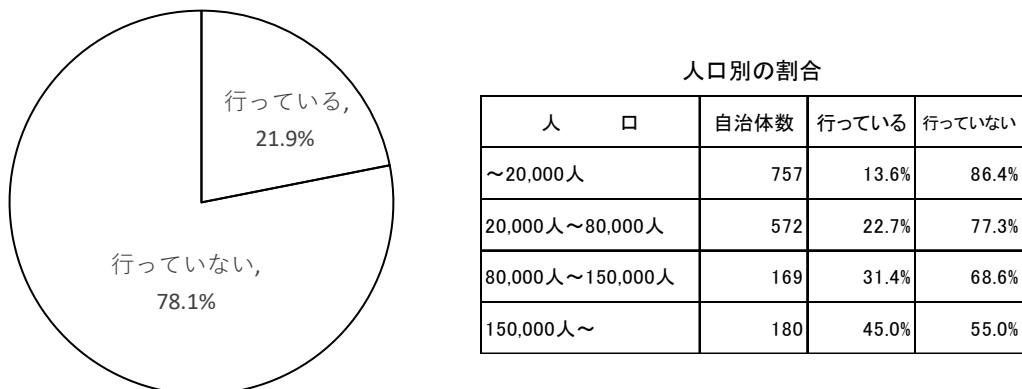
図3-8 サービス等利用計画の評価等のツール



(ク) 実地指導におけるサービス等利用計画又はモニタリング結果の指導・助言について

指定特定相談支援事業所に対する実地指導の際、サービス等利用計画又はモニタリング結果の内容についても指導・助言を行っているとは回答したのは、367 市区町村で 21.9%、行っていないと回答したのは、1,311 市区町村で 78.1%でした。(n=1,678)

図3-9 実地指導におけるサービス等利用計画又は  
モニタリング結果の指導・助言 n=1,678



行っていると回答した市区町村における主な取組は以下のとおりです。

- 自己点検票を用い、調査項目に基づいて確認を行っている。
- 基準省令に基づく適切性等について指導を行っている。
- 必要に応じて行うが、通常は計画案やモニタリング結果が提出された都度、指導・助言を行っているため、実地指導の場で改めて指導することは少ない。
- 3年に1度実地指導及び助言を行っている
- サービス等利用計画について、支給量の過不足が発生しないよう時間数等を検算し、修正の必要性があれば適宜指導している。

- 利用者側の視点で計画作成するように指導している。
- 適正なサービス計画であるか、相談員からご本人のニーズやアセスメントの確認をし、その後の評価等も含め助言しています。

また、行っていないと回答した主な理由は以下のとおりです。

- 指定権者でないため
- 今後、実地指導の予定となっているため、計画相談等についての確認事項等についても、今後詰めていく。
- ノウハウ不足及び人材不足のため実施できていない。
- 実施指導までは行っていないが、報告の内容を確認し、業務内容や運営の助言を行うことは、日常的に行っているため。
- 人事異動等により担当者が定まらず、精通する職員がいないため。
- 町内唯一の事業所が町の直営で、担当者と指定権者が同一である。
- いわゆる「質」の部分についての踏み込んだ指導にはなかなか至っていない。指導職員向けの研修等の実施を希望します。
- 相談支援専門員と市町村担当者による協議の場を設け、指導及び助言は行っている。また、相談員のモニタリング訪問へ同行する場合も希にある。

#### (ケ) サービス等利用計画の点検・評価に関する基幹相談支援センターの取組について

サービス等利用計画の点検・評価について、基幹相談支援センターとしての主な取組は以下のとおりです。

- 困難ケースなど、個別の相談対応が中心であり、現状では、サービス等利用計画の点検・評価には至っていない。
- 研修会の企画・運営を通して行っている。
- サービス等利用計画の内容等について、必要に応じて基幹相談支援センターの専門職が確認・助言を行う
- 自立支援協議会において協議・検討している。
- 基幹型相談支援センターを中心に、担当圏域内の相談支援事業所と定期的に集まる機会を設け(年に3回程度)サービス等利用計画の点検・評価、ケースの調整、基本相談支援も含めた情報交換と事例検討等を実施。
- 今回の調査の趣旨としては、モニタリング結果の検証等に関する手引きの作成であるので、作成に当たっては、理想と現実の乖離が生じないように、検証に要する業務負担の軽減及び人的配置として増員可能かなどを考慮していただき、実行性があり効率的で効果的な手法による手引きとしていただきたい。また、手引きの内容がある程度できた時点で開示していただき、実際に実務を行う者の意見も反映していただくよう、希望いたします。
- 月2回開催する相談支援分科会において事例検討を行っている。また、事例検討についても講師を招いたり、包括支援センター等他の機関の研修会に参加している。他地域の基幹相談支援センターと合同で事例検討も実施している。
- 訪問等による専門的指導及び助言

- 相談支援事業所の計画相談連絡会を実施（奇数月）。事例検討の中で使用する資料として、サービス等利用計画を使用（個人情報とは特定できない様配慮）。また、資料については事前に基幹センターにおいて確認を行っている。・2か月に1回、定期的に指定特定事業所を巡回。巡回の中で、計画書の記載の仕方などについて、適宜助言を行っている。
- 長年、サービス等利用計画・モニタリング票の提出時に、町に直接ではなく一旦基幹相談支援センターに提出してもらい、内容に不備等があれば助言してもらう手法をとっていたが、件数が増えてきたことや、初期に比べれば基本的な記入漏れ等は減ってきたため、手法について見直し検討中。また、以前は町と基幹で点数化の手法で「サービス等利用計画の評価」を行っていたが、手間の割に効果が不明で、相談事業所からも不評だったため見直した経緯がある。
- 相談支援専門員の質の向上・ネットワークの強化・新事業所立ち上げの推進強化のために、相談支援従事者初任者研修を修了されている方を対象に研修会・勉強会・交流会を開催している。（スキルアップ研修）・相談支援専門員・サビ管・行政が共通のケアマネジメントの考え方を共有し障害児者を総合的に支援するためのネットワークの構築を図ると共に、相談支援体制の強化を図る研修会・交流会等を行っている。（ケアマネジメント連携研修）
- 全事業所を対象に個別相談会を企画、実施し、計画の評価助言を行っている。また、今年度は市内事業所へアンケートや訪問を行い、計画、モニタリングについて点検・助言等を行う予定としている。

### （3）考察

全市町村を対象とした本調査の回答率は 97.0%であり、全国の趨勢が概ね明らかになったといえます。ほとんどの市町村が、何らかのかたちで指定特定相談支援事業所からのモニタリング結果の報告を受けていることが明らかになりました（98.4%）。しかし、モニタリング内容の「検証」等の実施率は約4割であり（41.3%）、さらに、セルフプランについての何らかの「検証」等の実施は約1割にすぎません（10.2%）。報告は、検証を伴うことでその機能の充実が期待されるものであり、検証の推進が求められます。

また、指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うための取組みを行っている市町村は、全体の四分の一ほどであり（26.3%）、市町村（自立支援）協議会による取組みの実施は、おおむね三分の一程度でした（36.1%）。両者を比較すると市町村（自立支援）協議会による取組みが10ポイント程度高く、地域の協議会の活用は今後の取組みの方向性として期待されます。

評価は一定の基準に基づいて行われる必要がありますが、国の調査研究事業によって作成された「サービス等利用計画評価サポートブック」の活用は、全市町村のおよそ1割（10.1%）にとどまっています。また、サポートブック以外でのツールの活用はわずか1.5%（25自治体）にとどまっています。今後は、既存の基準等の活用に加え、評価の基準（指標）の開発・活用等が望まれます。

市町村が、指定特定相談支援事業所に対して行う実地指導に併せて、サービス等利用計画またはモニタリング結果の内容についても指導・助言を行っているとは回答した市町村は約2割（21.9%）にとどまりました。また、サービス等利用計画の点検・評価に関する基幹相談支援センターとして

の取組は、少数ではあるものの実施されていました。

モニタリング結果の検証は、専門人材の不足、手法（ノウハウ等）の不足、基準（指標）の未活用・未開発等の課題により、十分な実施には至っていないといわざるを得ません。今後、本調査で明らかになった市町村の実情をもとに、モニタリング結果の検証の実施を進めていくことが重要です。



## 第4章 モニタリング結果の検証のための「方法」

### 1 方法の考え方（二つのモデル）

#### （1）方法の重要性

モニタリング結果の検証が有効になされ、相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高め、本人中心の障害ケアマネジメントの実施に結びつけるためには、その手法が重視されなければなりません。形式的で形骸化したモニタリング結果の検証は、検証に関わる市町村、基幹相談支援センター、相談支援事業所の多忙・疲弊等を招くこととなるばかりではなく、障害者の地域社会での自立した生活を遠ざけるものになりかねません。地域の特性に相応しい方法を自立支援協議会等での議論を通じて構築し、適切な検証を実施することが肝要です。

#### （2）モニタリング結果の検証方法の二つのモデル

モニタリング結果の検証のための方法には、①事業所型検証モデル（個別モデル）と、②地域型検証モデル（集団モデル）の二つが想定されます。（表1）

①の事業所型検証モデル（個別モデル）とは、基幹相談支援センター（市町村）と相談支援事業所の二者間で検証がなされるものであり、②地域型検証モデル（集団モデル）は、基幹相談支援センター（市町村）が中心となり、地域内の複数の相談事業所の参画のなかで検証が実施されるものです。検証の実施に際しては、検証の目的を損なうことなく、地域の特性を勘案した、より現実的な手法を用いることが大切です。

地域においては、二つのモデルのいずれかの実施でも構いませんが、①②の双方が実施されることで、より効果的な検証が展開されるものと思われます。

表1. モニタリング結果の検証方法の二つのモデル

	事業所型検証モデル（個別モデル）	地域型検証モデル（集団モデル）
対 象	個々の相談支援事業所	複数の相談支援事業所
特 徴	○ 事業所支援 ○ 個別のケース支援 ○ 個々の相談支援専門員の力量に合わせた支援 等	○ 地域の相談支援体制の強化 ○ 地域におけるケース共有（地域課題化） ○ 地域における相談支援専門員相互の研鑽 等
手 法	基幹相談支援センター（市町村）によるケース点検／同行／事業所訪問 等	基幹相談支援センター（市町村）が中心となり、地域の関係者が集まった場での事例レビュー、GSV 等
留意点	「モニタリング支援」と「モニタリング検証」に一定の線引きが必要	「事例検討会」や「研修」等と「モニタリング検証」が混同されないこと

次節からは、モニタリング結果の検証方法の二つのモデルに基づく、具体的な取組方法を下記の5つに分けて説明します。

#### 事業所型検証モデル（個別モデル）

(1) ケース点検	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が書面により、その点検を行うこと。
(2) 事業所訪問	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所を訪問し、その点検を行うこと。事業所訪問は、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられる。
(3) 同行	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所とともに支援の場に第三者として同行し、客観的・専門的な立場から点検を行うこと。同行は、事業所訪問と並び、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられる。

#### 地域型検証モデル（集団モデル）

(4) 事例レビュー	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、事例レビューの手法を用いて点検を行うこと。
(5) グループスーパービジョン	指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、グループスーパービジョンの手法を用いて点検を行うこと。

## 2 事業所型検証モデル（個別モデル）

### （1）ケース点検

#### ① ケース点検とは？

指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が書面により、その点検を行うこと。

#### ② 期待される効果

ケース点検は、「モニタリング結果について市町村に対して報告を行う」こととされており、市町村の責任として行う必要があります。基幹相談支援センターがその専門性を活かし、市町村と協働でケース点検を行うことにより、次のような効果が期待されます。

##### ア) 状況の変化への対応

提出されたモニタリング結果から、サービス内容の変更や生活状況の変化等が把握された場合、適宜、支援の見直しを行うことにより、適切な障害福祉サービス等の支給と、本人の力を活かした生活の実現につながることを期待されます。また、モニタリングの頻度等柔軟な見直しにより、タイムリーな支援の実施につながる場合もあります。

##### イ) 適切な障害ケアマネジメントの実施

提出されたモニタリング結果から、障害ケアマネジメントのプロセスに不備があった場合、積極的に相談支援事業所（相談支援専門員）に対して助言・指導等を行うことで、適切な障害ケアマネジメントのプロセスが担保されます。また、定期的なモニタリングに不備等があった際には、相談支援事業所や相談支援専門員の状況を把握し、適切なモニタリング実施を促します。

##### ウ) 相談支援事業所（相談支援専門員）の質の向上

ア)、イ) の取組みにより、相談支援事業所（相談支援専門員）による相談支援の質の向上が図られます。

さらに、基幹相談支援センターの関与により、さらに次のような効果がもたらされます。

##### エ) 一般相談（委託相談）ケースのフォローアップ

市町村で行う一般相談（委託相談）を利用していた利用者で、その後、障害福祉サービス等を利用するにあたり、指定特定相談に引き継いだケースの進捗状況の把握や必要に応じて、相談支援事業所（相談支援専門員）への助言・指導につながります。

##### オ) 地域の相談支援体制の質の向上

ケース点検で得られた知見を、地域（自立支援）協議会で事例レビューやグループスーパービジョン等を行うことで、相談機関等の連携強化の取組み促進、人材育成の充実など、地域の相談支援の質の向上にもつながります。（→地域型検証モデル（集団モデル）をご参照ください。）

#### ③ 実施方法

段階	留意点等
実施前	モニタリング結果の検証の前提として、適切な支給決定とモニタリングが実

	<p>施されていることが必須です。</p> <p>○ 適切な支給決定</p> <p>市町村は、障害福祉サービス等の利用目的や必要性を明確にした上で、「自分らしい生活の実現」に向けて作成されるサービス等利用計画に基づき、適正なサービスの量・内容の支給決定を行わなければなりません。</p> <p>○ 適切なモニタリングの実施</p> <p>相談支援専門員は、障害福祉サービス等を利用する本人の生活を継続的にモニタリングし、また必要に応じてサービス提供者や関係機関からのヒアリングの実施し、利用者本人の満足度・感想等をも含む障害ケアマネジメントの総合的な評価として、適切なモニタリング報告書（継続サービス利用支援）を作成しなければなりません。</p>
<p>実施</p>	<p>○ 点検時の留意点</p> <p>市町村は、提出されたモニタリング報告書について、モニタリングの内容や実施方法（モニタリング実施時の加算）等を把握します。点検によって得られた情報から、障害福祉サービス等の変更や生活状況の変化を捉える材料とすることが望めます。とりわけ、支援に不備等があった場合には積極的に相談支援専門員に対しての助言・指導を行うことが求められます。</p> <p>○ 評価基準のあり方</p> <p>モニタリング報告書の内容を点検する際には、一定の客観性が担保された指標（評価基準、→ 第5章参照）に基づいて行います。指標は、市町村や基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所とともに、協議会等の場を活用し、関係者が大切にしたい視点を確認しながら、実際に活用しやすいものを作成することが望めます。</p> <p>[指標の視点（例）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正にモニタリングやプラン作成が行えているか</li> <li>・ 適正な量の支給決定を行う根拠となっているか</li> <li>・ 委託相談等から繋いだ利用者や家族に関するタイムリーな状況把握ができているか</li> <li>・ 虐待防止の視点があるか、虐待ケースのフォローアップがなされているか</li> <li>・ 多面的な視点（関係者会議、事例検討等に基づく支援方針等）に沿う支援となっているか</li> <li>・ サービス等利用を通しての本人の感想・満足度が、きちんと本人の言葉で入っているか</li> <li>・ 本人、サービス提供者等幅広い視点を盛り込んだ総合的な評価がなされているか 等</li> </ul>
<p>実施後</p>	<p>○ 相談支援事業所へのフィードバック</p> <p>モニタリング結果の検証が書面による点検で行われた後には、その内容を相談支援事業所にフィードバックすることが欠かせません。</p>

## (2) 事業所訪問

### ① 事業所訪問とは？

指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所を訪問し、その点検を行うこと。事業所訪問は、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられる。

### ② 期待される効果

前節「(1) ケース点検」では、期待される効果として5点が挙げられます。実際に事業所を訪問して対面的に行われる事業所訪問には、上記に加え、さらに次のような効果が期待されます。

#### ア) 「顔の見える関係」の構築による事業所支援

基幹相談支援センターが、計画相談の後方支援の一環として事業所訪問を行うことにより、相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携強化、すなわち地域の相談支援事業所との「顔の見える関係」が築かれます。定期的、あるいは必要に応じて行われる事業所訪問の場では、相談支援専門員の抱える支援上の悩みや課題について相談にのることで、ケースの具体的な支援の進展等への貢献が期待されます。事業所訪問により、適切な障害ケアマネジメント実施が促され、モニタリング結果の検証にも資することとなります。基幹相談支援センターも相談支援事業所も多忙であり、効果的・効率的な実施が望まれます。また、聞き役としての寄り添いの姿勢が重要です。

#### イ) 「顔の見える関係」を活かした市町村の重層的な相談支援体制づくり

事業所訪問では、個別のケースに対する後方支援のみならず、基幹相談支援センターによる、地域の相談支援事業所の個性（事業所ごとの得手・不得手、相談支援専門員のキャリア、支援の質等）、地域の相談支援体制の強化のための課題、相談支援の質の向上に向けた研修ニーズ、地域の社会資源の整備ニーズ等を把握する契機となります。また、地域の相談支援事業所から見た基幹相談支援センターの機能評価の場とすることも可能です。

### ③ 実施方法

段階	留意点等
実施前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実施方法の検討 モニタリング結果の検証のための事業所訪問は、地域の実情に応じて多様な実施形態が考えられます。例えば、年間に数回、基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所を個別に訪問し、ヒアリング等を実施する。また、訪問（アウトリーチ）ではなく、相談会を開催し地域の事業所からの相談に個別に応じるという方法もあります。</li><li>○ 訪問準備 基幹相談支援センターは、訪問する相談支援事業所に対して、自事業所の体制や取組み状況、課題等の取りまとめを予め依頼し、スムーズな訪問が実施できるよう配慮が必要です。なお、以下の点等を「事前アンケート」等により把握しておくこと効率的な訪問となります。<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の体制</li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の受け入れ状況（相談者の市町村内・外の割合）</li> <li>・相談支援専門員としての困りごと</li> <li>・基幹相談支援センターに望むこと</li> </ul> <p>また、事業所訪問に際しては、基幹相談支援センターは、支援の質や価値、支援者のあり方などに着目すべきです。地域の相談支援事業所の後方支援は、ケースを通じてともに行動し、ともに悩みながら、一人ひとりの利用者へのより良い支援を、個々の相談支援専門員が実現していけるよう、支援者の支えとなることが求められます。</p>
実施	<p>○ ヒアリング時の配慮点</p> <p>予め事業所より提出された「事前アンケート」に基づいてヒアリングを行います。この際、アンケートの回答の記述の背景・理由や行間から感じ取られる記述者の思い等をさらに深く掘り下げることが重要です。回答の文章と対面でのヒアリングの印象に齟齬が生じている場合には、より深く対話を重ねていくことが求められます。</p>
実施後	<p>○ 訪問結果の活用</p> <p>訪問結果を取りまとめ、基幹相談支援センター（市町村）で、モニタリング結果の検証という目的に従い精査します。また、地域（自立支援）協議会の部会等において、市町村内の相談支援事業所の状況を「横のつながり」として共有を図ります。相談支援体制等、地域の福祉課題については協議会等において、市町村における重層的な相談支援体制の充実・強化の方向性等を検討し、具体的な取り組みへとつなげることも求められます。</p>

### (3) 同行

#### ① 同行とは？

指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が事業所とともに支援の場に第三者として同行し、客観的・専門的な立場から点検を行うことを指します。同行は、事業所訪問と並び、計画相談の後方支援機能である事業所支援と関連付けられます。

#### ② 期待される効果

先に取り上げた「ケース点検」、「事業所訪問」の項目では、各々期待される効果を挙げていますが、これらと並び「同行」により、以下の効果が期待されます。

##### ア) 「ケースの伴走者」としての同行

指定相談支援事業所で「支援に困難を感じているケース」「長い付き合いで慣れてしまい今の支援で本当に良いのかと感じているケース」「社会資源の情報が少なく提案しているプランに自信がないケース」等、誰かに相談したいが、一人で抱え込む状況が余儀なくされている環境は少なくありません。

モニタリングの報告書だけでは利用者の実態が掴みにくく、相談支援を行う上で必要な「本人と相談支援専門員の関係性」の把握は困難ですが、基幹相談支援センターが、相談支援事業所による利用者訪問時の同行や、支援会議に同席することでケースの伴走者として機能することが期待されます。ご本人の顔を見ながら、客観的な立場から、相談支援の展開に関するアドバイスを言ったり、課題の整理や多職種連携と合意形成についてのフォローアップや協働を促したりすることを通じて、ケースから見えてくる地域課題の抽出に資することもできます。

##### イ) 「ケースの伴走者」だからこそできる事業所支援

基幹相談支援センターが、実際の支援現場で相談支援事業所の相談支援専門員に同行・同席することで実態の把握を行うと共に、現状に応じたスーパービジョン・OJT・フィールドメンタリング・コンサルテーションを実施しながらモニタリングの検証を効果的に行うことができます。また、ケース支援を一緒に考えることで、相談支援専門員の力量（長所・課題等）を把握しフォローアップと成長を促すことが可能となるほか、相談支援専門員によるケースの抱え込みを防ぎ、バーンアウトの予防にもつながります。

さらに、基幹相談支援センターの職員（主任相談支援専門員）にとっても、同行の経験を積み重ねながら、地域の実情やリアルなケースの状況に接することで、自らのスキルアップの機会にもなります。

#### ③ 実施方法

段階	留意点等
実施前	○ 同行ケースの選定 モニタリング結果の検証に相応しいケースを選定する際には、「相談員がフォローアップを必要と感じているケース」「虐待等のケースなど他機関での関わりが望ましいケース」「親亡き後の支援体制が必要なケース」「緊急時の対応に手厚

	<p>い支援が予測されるケース」「福祉サービスの内容と量に疑問を感じているケース」など相談支援で困難を感じている事例について、指定相談支援事業者が基幹相談支援センターの（市町村）と相談しながら行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の承諾、関係者間の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>候補となるケースが選定されたのち、個人情報の共有と同行についての了承を本人から得なければなりません。また、選定したケースの個人情報と支援内容などを基幹相談支援事業者と共有も行います。</li> </ul> </li> </ul>
<p>実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問時の役割分担 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員がどんなことに困難や不安を感じているかを基幹相談支援センターと共有ながら、訪問時の役割を確認しながら実施することが重要です。例えば、基幹相談支援センターの主任相談支援専門員は相談員が実施するモニタリングや支援会議に同席して、時々補足や助言を行う役割を担う場合と、基幹相談支援センターの主任相談支援専門員が積極的に進行して面談や会議の進行を担い相談員に見てもらおう場合など、必要に応じて予め役割を決めておきます。</li> </ul> </li> </ul>
<p>実施後</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 振り返りとフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>面談または会議の終了後に振り返りとして、モニタリング結果の検証という観点を踏まえ、支援内容の効果と検証を行ない今後の支援の方針を決めます。</li> </ul> </li> <li>○ フォローアップ <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員からの報告のタイミングを決めて、必要であれば再度ケース同行等のフォローアップを繰り返し行います。</li> </ul> </li> <li>○ 地域での共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>ケースによっては地域の事業所で実施する事例検討に事例提供します。</li> </ul> </li> </ul>



### 3 地域型検証モデル（集団モデル）

#### （1）事例レビュー

##### ① 事例レビューとは？

指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、事例レビューの手法を用いて点検を行うこと。

##### ② 期待される効果

地域型検証モデルは、地域の相談支援力を結集し、モニタリング結果の検証に資することを目的としています。地域における事例レビューは、以下の効果が期待されます。

###### ア) 地域課題に対する地域自身の取組み促進

地域の関係者が参画し、集団（グループ）の力で地域課題に向き合うことは、一般的に「集団効果」や「ピア効果」といった効果を生み出します。集団は単独の場合よりも判断・実践においてその力を発揮することが多く、互いにプラスの影響を与え合うことが期待されます。こうした地域の力により、事例レビューを行うことは、地域の課題の共有、支援に係る知識・技術の共有、地域資源の共有・創出等につながります。また、事例レビューによるモニタリング結果の検証が行われることにより、地域の相談支援力の向上が期待されます。

###### イ) 地域における協議の場の（再）構築

ここでいう集団（グループ）は、新たにそれを作るのではなく、既存の協議体・会議の場等の活用が望まれます。とりわけ地域（自立支援）協議会は、集団効果やピア効果の生まれやすい環境であり、事例レビューによるモニタリング結果の検証の場としては最適です。なお、当然のことながら、地域（自立支援）協議会を形骸化させず、地域の相談支援専門員が気軽に集い・相談できる場として、相談支援専門員同士の信頼関係の構築につながるよう取組むことも、適切で効果的な検証を行うために重要です。

##### ③ 実施方法

段階	留意点等
実施前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ レビュー事例の選定 モニタリング結果の検証に相応しいレビュー対象としては、次のようなケースが望ましいと考えられます。<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域（自立支援）協議会等の会合の場で、相談支援専門員から担当する利用者の支援に関して意見を求められたケース。</li><li>② 相談支援専門員から個別ケースの基幹相談支援センターに指導・助言を求められたケース。</li><li>③ 地域（自立支援）協議会等で、モニタリング検証を行うことを前提として、事例提供選定のための協議を行い選定されたケース。</li></ul></li><li>○ レビュー形式の検討</li></ul>

	<p>参加人数により、参加者全員で行うのか、グループワーク形式にするのかは、参加人数により判断する必要があります（概ね 10 人以上の参加者であれば、グループワーク形式が望まれます）。また、議題の焦点が外れないように、ファシリテーターを配置し、事例提供者とファシリテーターはあらかじめ事例の概要を確認しておきます。</p> <p>○ レビューの目的の明確化</p> <p>事例レビューにおいて、モニタリング結果の検証という主目的に併せ、どのような点を強調して実施するのかを予め想定しておくことが重要です。</p> <p>① 相談支援専門員のサービス調整をする上での困り感や悩み等にも配慮し、課題解決に向けた支援の方向性を検討する</p> <p>② 事例提供者自身の学び（気づき）を深める</p>
実施	<p>○ グランドルール</p> <p>レビューを行う上で、以下の点をグランドルールとして設定しておくことが望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーターは、検証を効果的及び効率的に行うために、趣旨や視点及び進行の時間配分と終了時間を冒頭で伝え、検証会議を開始します。</li> <li>・事例提供者は、概要説明を端的に行います（必要な場合は、情報の補完のための時間を設けても構いません）。</li> <li>・概要説明の時間と参加者の意見を求める時間を明確に設定し、一問一答にならないように進行します。</li> <li>・発言者が一人に偏らない、または一人の発言が長々にならないように配慮が必要です。</li> <li>・発言者は持論ではなく、経験に基づく助言や意見、感想等を主に発言することが求められます。</li> <li>・参加者の発言に対して、思いを共有できるよう配慮されることが重要です。（安心して発言できる環境設定）</li> <li>・レビューの終結にあたり、事例提供者の感想と気づきを基に、今後の支援の方向性等を宣言し会議を終了します。</li> </ul>
実施後	<p>○ レビュー結果の活用</p> <p>実施したレビューの結果を事例提供者及び地域の相談支援専門員にフィードバックすることが重要です。</p>

## (2) グループスーパービジョン

### ① グループスーパービジョン (GSV) とは？

指定特定相談支援事業所等によるモニタリング結果について、基幹相談支援センター（市町村）が中心となって、地域（自立支援）協議会等の場を活用し、複数の相談支援事業所等が参画しながら、グループスーパービジョンの手法を用いて点検を行うこと。

### ② 期待される効果

前節では、地域における事例レビューの効果を列挙しましたが、グループスーパービジョンの手法を活用することにより、さらに次のような効果が期待されます。

#### ア) 相談支援専門員の力量の向上

相談支援専門員のスーパービジョンは、支援の質の向上と相談支援専門員自身の成長を目的として行われます。一般的なスーパービジョンと同様で、管理的機能、教育的機能、支持的機能があり、サービスの質の担保、相談支援ミッションの理解、価値観や実践の目的について理解を深めること、利用者のエンパワメントやリカバリー（新しい生き方の再発見）に関しての共感性を養うこと、相談支援専門員同士の励ましや共感的理解を行うことで、バーンアウト、業務意欲の喪失、マンネリ化を防ぐことが期待されています。

#### イ) グループスーパービジョンの手法の活用

スーパービジョンには多様な方法がありますが、相談支援専門員のスーパービジョンでは、支持的環境の中で、複数の視点（多角的視点）により、業務（自らの方針・支援）を振り返るグループスーパービジョンの実践を推奨しています。ここでの、グループスーパービジョンを通して、気づきや新たな視点・資源等の知識を獲得すること、合議による支援方針の決定等を行うことで、利用者の希望の実現に資する支援を行うことを担保します。

### ③ 実施方法

段階	留意点等
実施前	<ul style="list-style-type: none"><li>○ GSV 実施の場について モニタリング結果の検証の方法としての GSV は、従前の相談支援体制の構築に向けた取組み、新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修、主任相談支援専門員養成研修とも連動しています。従って、市町村のリーダーシップのもと、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員への期待の大きい構造になっています。市町村においては、このような構造化されたモニタリング検証の場があるかどうかを確認してください。なお、相談支援体制の構築も含めた検討が必要な場合には、都道府県と相談のうえ相談支援の体制整備を図ることになるでしょう。</li><li>○ 実施方法の確認 本 GSV では、事例報告者をスーパーバイザーとし、その他の参加者（グループメンバー）をスーパーバイザーとします。グループメンバーの中にいる基幹相談支援センターの主任相談支援専門員がファシリテーター役をつとめます。 参加者は、1 グループ 10 人程度とし、月 1 回、1 回あたり 1 時間 30 分程度が</li></ul>

	<p>想定されます。参加者が10人以上の場合は、複数グループ、あるいは月に複数回実施する等を検討することが望ましい。事例は、市町村、基幹相談支援センターが協議のうえ、相談支援専門員の支援力の向上に適した事例を選定し、1回あたり1～2事例程度を取り上げます。</p>
<p>実施</p>	<p>○ GSVの進め方(45分)</p> <p>水平な関係によるグループ討議を保障するためグラドルールを設定し、討議のプロセス自体をステップ1～ステップ5として時間で区切ります。こうした構造化により、参加者にとって目的や方法がわかりやすく、焦点化された議論がしやすくなります。</p> <p>[ステップ1] 準備・配布 事例の配布、役割分担の確認等を予め行う。</p> <p>[ステップ2] 報告セッション(10分、内訳:報告7分、読み込み3分) 事例の要点や解釈(見立て)判断の理由を端的に説明する。</p> <p>[ステップ3] 質問セッション(10分) グループメンバーからの質問を受ける。</p> <p>[ステップ4] ブレインストーミング(バズセッション)(15分) 事例について参加者が各自の考えを水平の立場で発言し、多様な意見を集める。</p> <p>[ステップ5] 応答セッション(5分) ブレインストーミング(バズセッション)で出されたアイデアを検討し、それらを踏まえた具体的な支援プランを明確にする。</p> <p>○ グラドルールの設定※</p> <p>実施に際しては、以下のグラドルールの設定が求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 端的に発言する(最長30秒!)</li> <li>② 積極的に参加し、たくさん発言し、笑いましょう。</li> <li>③ 否定的な発言はしない。受容的な雰囲気醸成する。</li> <li>④ 求められたゴール・課題に向けて発言する(自分の興味・関心で発言するのではない!)</li> <li>⑤ 多様な意見が場に出るようにつとめる(自分ばかりが発言しないよう留意する)。</li> <li>⑥ できるだけ、根拠を持って発言する。</li> <li>⑦ 時間を守る(ファシリテーターが時間管理します)。</li> </ol>
<p>実施後</p>	<p>○ GSVの結果の活用</p> <p>GSVの結果は、スーパーバイザーにより、スーパーバイザーや参加者にフォローアップ報告がなされることで、モニタリング結果の検証の質の向上につながります。</p>

※出典:厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」モデル研修資料

## 第5章 モニタリング結果の検証のための「指標」

### 1 指標の考え方：指標の必要性

モニタリング結果の検証を実施するためには、第4章で取り上げた「方法」とともに、「指標」の設定が欠かせません。地域の特性に応じた方法が定まったとしても、具体的にどのような指標を用いて検証していくのかについて、一定の「もの差し」がないなかでは、検証の意味をなしません。モニタリング結果の検証に際しては、客観的な視点に基づいて障害ケアマネジメントを評価する指標を用いることで、検証そのものの信頼性を担保することとなります。

検証の目的を損なわない限り、指標はどのようなものを用いるかは、それぞれの地域に委ねられています。指標の作成や、既存の指標の活用など、どのような指標を用いてわがまちの検証を行うのか、自立支援協議会等での議論が求められます。

### 2 指標例

第3章「モニタリング結果の検証の現状と課題」では、市町村において実際に使用されている指標やツールの提供をお願いいたしました。

その結果、複数の市町村での使用されていた指標が、「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究」（特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業、通称「サービス等利用計画評価サポートブック」）です。本指標については、『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ（平成28年7月）においても、サービス等利用計画の適切な評価等における活用がふれられています。

このほか、市町村が独自に作成した指標のうち、当該市町村から転載の許可を得られたものについては、以下のとおりです。

#### （1）サービス等利用計画評価サポートブック（特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会）

##### ア サービス等利用計画の評価チェックリスト

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
1 エンパワメント、アドボカシーの視点		
①本人の思い・希望の尊重	○「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という本人の思い・願いができるだけ具体的な言葉を使って表現されているか。 ○これを踏まえて本人が希望する生活の全体像が記載されているか。 ○本人の意向を汲み取ることが難しい場合、本人の意思伝達・意思確認手段がきちんと記載されているか。	1-①②③④⑥ 2-④
②本人の強み（ストレングス）への着眼	○本人が持っている力、強み、できること等が、潜在的なものも含めて評価され、前向きな言葉や表現で記載されているか。「…できない」といったマイナスの言葉、表現で埋め尽くされていないか。	1-①⑥⑪⑬ 5-①④⑤
③本人が行うことの明確化	○支援やサービスを受けながらも、全てを他に拠るのではなく、本人ができる（できそうな）役割をもつことが明確に記載されているか。	1-⑪
④本人にとっての分かりやすさ	○できるだけ本人の言葉や表現を使い、障害特性も考慮し、わかりやすく工夫された表現、本人の意欲を高め自分のこととして捉えられるような表現で記載されているか。	全ての項目 (特に、1-①②③④⑥⑦)

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
⑤目標設定の妥当性と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の権利を擁護し、本人が試行錯誤して時には失敗から学ぶこと(トライアンドエラー)も視野に入れ、段階的に達成可能(スモールステップ)で本人の意欲を高めることができる具体的な目標が記載されているか。</li> <li>○単なる努力目標、実効性や本人のペースを無視した過度な負担が生じる目標、達成困難な目標が記載されていないか。</li> <li>○単なるサービス内容が目標として記載されていないか。</li> </ul>	1-①～⑧⑫ 2-④
<b>2 総合的な生活支援の視点</b>		
①目指す生活の全体像の明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最終的に到達すべき方向性、サービス提供によって実現する、本人が希望する生活の全体像が、総合的かつ具体的に記載されているか。(生活者に対する「総合支援」計画と読み取れるか)</li> </ul>	2-④
②障害福祉サービス利用に限定しない生活全体の考慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活する上でサービスの利用の必要性がない課題(ニーズ)についても網羅し、単にサービスを利用するためではなく、本人が希望する生活を実現するための課題を記載しているか。</li> </ul>	1-⑥ 2-②
③障害福祉以外のサービスやインフォーマルな支援の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域のサービス、及び公的支援(障害福祉サービス等)だけでなく、その他の支援(インフォーマルサービス)が、本人ニーズに基づき、必要に応じて記載されているか。</li> <li>○記載されていない場合、その理由が明確にされているか。</li> </ul>	1-⑨⑩⑬ 2-①②③ 6-②③
④1週間、1日の生活の流れの考慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週間計画表の1週間、1日の生活の流れをみて、望む生活を可能とする支援(障害福祉サービス以外を含む)が網羅され、総合的に生活全体をイメージできる記載になっているか。</li> <li>○本人による活動、家族による支援等も記載されているか。</li> </ul>	2-①②③
⑤ライフステージや将来像の意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期・学齢期・成人期それぞれのステージ間に切れ目がなく、これまでの支援方針や各種計画(保育の計画、個別の教育支援計画等)が活かされ、次のステージに向けたトータルプランとなっているか。</li> <li>○単に過去のものを引き継ぐのではなく、将来を見通した総合的な計画になっているか。</li> </ul>	1-①②③④
<b>3 連携・チーム支援の視点</b>		
①支援の方向性の明確化と共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援に関わる関係機関等が共通の理解をもって取り組めるよう、支援の方向性が、明確、かつ、具体的に記載されているか。</li> <li>○解決すべき課題、支援目標、達成時期、サービス提供内容、本人の役割、評価時期等に整合性を持たせて記載されているか。</li> </ul>	1-①～⑬ 2-①②③④
②役割分担の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援専門員が多くの問題を一人で抱え込まずに、支援に関わる関係機関それぞれに役割を分担し、連携した取り組みができるよう、その内容が具体的に記載されているか。(チームによる「総合支援」計画と読み取れるか)</li> <li>○関係機関が見て、自分の役割が分かりやすく体系的に記載されているか。相互連携のための連絡網が記載されているか。</li> </ul>	1-⑨⑩⑪⑬ 2-①③
③個別支援計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供事業所が個別支援計画を作成する上で、支援の方向性やサービス内容を決める際の基礎情報となることを意識して分かりやすく記載されているか。(抽象的で誰にでも当てはまるような内容になっていないか)</li> <li>○サービス提供事業所が個別支援計画作成の参考にできる情報や事業所に対するメッセージが記載されているか。(単なるサービス内容だけでない、具体的な支援のポイント等が分かりやすく記載されているか)</li> </ul>	1-①～⑬ 3-①②③④⑤⑨

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
④サービス提供事業所の情報把握	○サービス提供の内容、頻度、支援者としての意見等について、サービス提供事業所から聞き取り、記載されているか。	3-①②③④⑤⑨
⑤地域資源情報の把握	○地域の社会資源を把握し、必要に応じて自立支援協議会、地域関係の中で連携可能な近隣住民や関係者等から意見を聞き取り、記載されているか。	1-⑨⑩⑬ 2-②③ 3-②⑤⑨ 4-②③
<b>4 ニーズに基づく支援の視点</b>		
①本人のニーズ	○本人の意向、希望する生活が具体的、かつ、的確に把握され、「～したい」「～になりたい」等、本人の言葉として表現され、記載されているか。 ○本人が優先的に解決したいと思う課題や取り組みたいという意欲的な課題から優先する等、本人の意向を十分汲み取って記載されているか。 ○本人の意向を汲み取ることが難しい場合、家族や支援者から十分な聞き取りをした結果が記載されているか。	1-①④⑤⑥⑪ 5-④
②家族の意向	○家族の意向を具体的に的確に把握し、記載されているか。本人の意向と明確に区別し、誰の意向かが分かるように明示して記載されているか。	1-①⑥⑬ 5-⑤
③優先順位	○本人が意欲を持ってすぐに取り組める課題、緊急である課題、本人の動機付けとなる課題、すぐに効果が見込まれる課題、悪循環を作りだす原因となっている課題、医師等の専門職からの課題等を関連付け、緊急性、重要性を考慮して、まず取り組むべき事項から適切に優先順位がつけられているか。	1-②③④⑤⑥⑪
④項目間の整合性	○本人のニーズを踏まえて作成された計画について、サービス、役割、評価時期などの項目は整合性が取れているか。	1-⑤～⑬
⑤相談支援専門員の総合的判断	○相談支援専門員の専門職としての総合的判断（見立て）と本人の意向、ニーズが一致した記載となっているか。一致しない場合、その調整方法も記載されているか。 ○本人の要望だけが記載されていたり、支援者側からの一方的な提案だけになっているといった、専門職としての判断のない記載となっていないか。	1-①～⑦⑪ 2-④ 5-④⑤
<b>5 中立・公平性の視点</b>		
①サービス提供法人の偏り	○サービス提供法人が特定の法人（特に相談支援事業所の運営法人）に偏っていないか。偏っている場合、その理由が明確にされているか。	1-⑨⑩⑬ 2-①③
②本人ニーズとの比較	○本人ニーズや生活実態に合わせた適正な計画となっているか。サービスが過大、過小な計画になっていないか。	1-①～⑥⑨⑪⑫ 2-③④ 5-④⑤
③同じような障害者との比較	○同じような障害、同じようなサービスを必要とする障害者と比較して、過大、過小な計画になっていないか。なっている場合にそう言った合理的理由を明確に記載しているか。	1-⑦～⑬ 2-①③
④地域資源との比較	○本人ニーズに基づいた地域支援の活用であることがきちんと説明できているか。 ○選択できる地域資源があるにも関わらず、既存のサービス提供事業所での継続利用だけの計画になっていないか。	1-⑨⑩ 5-⑦
⑤支給決定基準の参照	○行政の支給決定基準に合わせた機械的な計画になっていないか。	1-⑥⑦⑧⑨⑩ 2-①③
<b>6 生活の質の向上の視点</b>		
①サービス提供状況	○サービス等利用計画通りにサービスが提供されたか、事業者として本人の生活の変化をどう捉えているかについてサービス提供事業所に聞き取った結果が記載されているか。 ○その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	3-①～⑨
②本人の感想・満足度	○本人がサービスの内容や事業所等について満足しているか、不満や改善してほしいことはないかについて聞き取った結果が記載されているか。	3-①～⑨

チェック項目	チェックポイント	チェック箇所
	○その聞き取りは「いつ」「誰に」「どのように」実施したかが記載されているか。	
③支援目標の達成度	○サービス等利用計画通りにサービスが提供され、どの程度まで支援目標で掲げた状態に近づいたかについて検討した結果が記載されているか。 ○その検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-②③④⑤
④計画の連続性	○本人ニーズ、関係機関の支援、ライフステージ等に変化がないか確認した結果が記載されているか。 ○未達成の支援目標、新たな課題への対応について検討し、必要に応じて計画の変更を行った結果の概要が記載されているか。(計画変更した場合は変更理由、具体的なサービス種類・量・週間計画の変更内容。変更しなかった場合はその理由) ○上記の確認・検討は、「いつ」「誰と」「どのように」実施したかが記載されているか。(本人・家族・事業所への聞き取り、個別支援計画の確認、サービス等調整会議の開催等)	3-①～⑨ 4-①②③④
⑤全体の状況	○モニタリング会議での総合的判断を反映し、全体の状況を的確に把握した上で、今後の方向性が記載されているか。	3-①⑥⑦⑧ 4-①④



イ 「サービス等利用計画の評価チェックリスト」 チェック箇所と計画書の対応

様式2-1

サービス等利用計画

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号									
計画作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	1-①								
総合的な援助の方針	1-②								
長期目標	1-③								
短期目標	1-④								
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項	
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)				
1	1-⑤	1-⑥	1-⑦	1-⑧	1-⑨	1-⑩	1-⑪	1-⑫	1-⑬
2									
3									
4									
5									
6									

様式2-2

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名				
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号								
計画開始年月								
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								2-②
8:00								
10:00				2-①				
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								2-③
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
サービス提供によって実現する生活の全体像	2-④							

モニタリング報告書(継続サービス利用支援)

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名						
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者						
地域相談支援受給者証番号										
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄						
総合的な援助の方針			全体の状況							
			3-①							
優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1			3-②	3-③	3-④	3-⑤	3-⑥ 有・無	3-⑦ 有・無	3-⑧ 有・無	3-⑨
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名		障害程度区分		相談支援事業者名				
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号								
計画開始年月								
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								4-②
8:00								
10:00				4-①				
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								4-③
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
サービス提供によって実現する生活の全体像	4-④							

## 申請者の現状(基本情報)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

## 1. 概要(支援経過・現状と課題等)

5-①

## 2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他( )]			電話番号	
				FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む			医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等		
5-②			5-③		
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		
5-④			5-⑤		

## 3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)	5-⑥	5-⑦	5-⑧	5-⑨	5-⑩
その他の支援	5-⑪	5-⑫	5-⑬	5-⑭	5-⑮

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】

利用者氏名	障害程度区分	相談支援事業者名
		計画作成担当者

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6.00								6-②
8.00								
10.00				6-①				
12.00								
14.00								
16.00								
18.00								5-③
20.00								
22.00								
0.00								
2.00								
4.00								

(2) 秋田県由利本荘市 サービス等利用計画(案) チェックシート ※項目のみ抜粋

① 自助自立のための視点

- ・ 本人の思い・希望の尊重がなされているか。
- ・ 本人がもっている長所、強みの評価がされているか。
- ・ 本人が支援を受けながらできる(そうな)役割の明確化がされているか。
- ・ 本人が自分の事として理解できるような記載になっているか。
- ・ 目標設定の妥当性と権利擁護がなされているか。

② 総合的な生活支援の視点

- ・ サービス提供によって本人が希望する生活が実現される計画か。
- ・ 福祉サービス以外でも、本人の生活ニーズを網羅し必要に応じてその他の支援が記載されているか。
- ・ 将来を見通した生活実現のための課題を記載しているか。
- ・ ライフステージ間に切れ目が無いよう、これまでの支援方針や各種計画が活かされ次のステージへ向けたトータルプランになっているか。また単に過去のものを引き継ぐだけでなく将来を見越した総合的な計画になっているか。
- ・ 本人の意向がわからない場合、誰の意思かを明確にて記載されているか。

③ ニーズに基づく支援の視点

- ・ 本人のニーズが具体的かつ的確に把握され、本人の言葉として表現されているか。
- ・ 本人の意向を汲み取り、意欲を持って取り組める課題からその他の課題(緊急性のある課題、専門職からの課題、動機づけとなる課題、悪循環を招く課題等)まで優先順位を付けられているか。
- ・ 家族の意向を具体的に把握し、記載されているか。
- ・ 相談支援専門員の専門職としての総合的判断と本人の意向が一致しているか。していない場合はその調整方法が示されているか。
- ・ サービス、役割、評価時期などの項目は整合性が取れているか。

④ 連携・チーム支援の視点

- ・ 支援関係機関等が役割を分担し連携ができるよう、支援の方向性が、明確かつ具体的に記載されているか。
- ・ サービス提供事業所からの聞き取りの記載、また事業所にたいする具体的な支援のポイント等がわかりやすく記載されているか。
- ・ 解決すべき問題、支援目標、達成時期、サービス提供内容、本人の役割、評価時期に整合性を持たせて記載されているか。

⑤ 中立・公平性の視点

- ・ サービスが実態に合ったものか。過大過小なサービス計画になっていないか。
- ・ 同様のサービスを受けるものと比較して過大過小なサービス計画になっていないか。なっている場合はその理由が明記されているか。
- ・ 選択できる地域資源があるにも関わらず、既存のサービス提供事業所での継続利用だけの計画になっていないか。

### (3) 群馬県前橋市「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」点検チェックリスト

#### ※項目のみ抜粋

ポイント1：アセスメントが十分に出来ているか

- 1 基本情報が漏れなく記載されているか
- 2 本人や家族等の主訴が判りやすく記載されているか
- 3 援助の必要性がわかるように、理由や状況が明確に記載されているか

ポイント2：ニーズとサービス種類・支援内容に整合性があるか

- 4 アセスメントの結果から、希望する生活ができるだけ具体的に表現されているか。
- 5 総合的な援助の方針がわかりやすく記載されているか
- 6 ニーズとそれを解決するサービスの選択が妥当であるか
- 7 本人のできることや活用できる環境（ストレングス）にも着目し、課題に対する支援の内容と本人の役割が適切に設定されているか

ポイント3：サービスの支給量について

- 8 支給量の計算に必要な根拠が示されているか。市の支給決定基準に合わせた機械的な計画になっていないか

ポイント4：総合評価

- 9 同じような障害、同じようなサービスを必要とする障害者と比較して、過大・過小な計画とっていないか。なっている場合には、その合理的理由を明確に記載しているか

### (4) 群馬県高崎市 サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案点検チェックリスト

#### ※項目のみ抜粋

1. アセスメント

- 1 基本情報が漏れなく正確に記載されているか
- 2 本人や家族の状況や主訴が判りやすく記載されているか
- 3 援助の必要性がわかるように、理由や状況が明確に記載されているか

2. ニーズとサービスの種類・支給内容の整合性

- 4 アセスメントの結果から、希望する生活ができるだけ具体的に記載されているか
- 5 総合的な援助の方針がわかりやすく記載されているか
- 6 ニーズとそれを解決するサービスの選択が適正であるか
- 7 本人のストレングスに着目し、課題に対する支援内容と本人、家族の役割が適切に設定されているか

3. 支給量

- 8 支給量が適正であるか
- 9 同程度の障害、同様のサービスを必要とする者と比較して乖離がないか

4. 総合評価

- 10 一連の様式の記載内容が統一されており、整合性がある内容になっているか

(5) 千葉県松戸市 松戸市計画相談支援等しおり～相談支援専門員用～

参照URL：

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko\\_fukushi/shougai/fukushi/jigyousha/keikakusoudannosiori.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shougai/fukushi/jigyousha/keikakusoudannosiori.html)

(6) 東京都武蔵野市 武蔵野市相談支援専門員ガイドライン

参照URL：

[http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi\\_guide/shogai/1006433/1006435.html](http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shogai/1006433/1006435.html)

(7) 神奈川県横浜市 横浜市における指定特定相談支援事業（計画相談支援）業務ガイドライン

参照URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushikaigo/fukushi/annai/madoguchi/sogo/soudan-jigyousha.html>

※一部を抜粋

■記載ポイント ※以下、神奈川県相談支援従事者初任者研修（横浜市）の資料を基に記載  
本人中心の計画作成であることを意識するために、あえて下記の①～⑩の順番に各項目のポイントを示します。併せて、30年4月改訂版の様式の変更点を吹き出しで示します。

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書（ 本家を確定させた計画とする）

※該当する場合には□に○を入れ、裏紙2重紙で提出

このチェック欄は区役所で記載します。確定させた計画が計画案から変更がない場合には、区に連絡することで確定させた計画の区役所への提出を省略することができます。

確定させた計画と一体的にするため、通所受給者証番号欄を削除し、利用者負担上限額欄を設けました。新規サービス利用者で不明の場合には空欄で構いません。

保護者（便宜または後見人）

利用者負担上限額 相談支援事業者名 電話番号 電話番号の記載欄を設けました。

計画案作成日 平成 年 月 日 モニタリング実施月 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 利用者同意署名欄

※実施日は前欄を日付記載

モニタリング実施月をマルで囲む形にしました。

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活） 本人 ① 面談日又は同意署名日を記載するものとししました。利用者本人と家族の意向の欄を区分しました。

家族

総合的な援助の方針（本人が希望する生活に向けた支援の方針） ②

長期目標（半年～1年後の状態） ⑨ 「福祉サービス等」という欄を「課題解決のための関係者の役割（福祉サービス等）」という表現に変更しました。

短期目標（3か月後の状態）

評価時期（モニタリング実施月）の設定理由を記載するものとししました。

優先順位	解決すべき課題（必ず生活を実現するための本人のニーズ「～したい」）	支援目標（達成目標「～する」）	達成時期	課題解決のための関係者の役割（福祉サービス等） 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当名・電話）	課題解決のための本人の役割	評価時期（モニタリング実施月）	その他留意事項及び評価時期の設け理由
1	③	⑥	⑤	④	⑦	⑧		
2								
3								
4	その他の変更はありませんが、カッコ書きで意識していただきたい点を追記しています。							
5								
6								

確定させたサービス等利用計画についての利用者への説明文を記載しました。利用者にご案内ください。

※ 確定させたサービス等利用計画が計画案から変更がない場合には、区役所へのサービス等利用計画の提出を省略します（選定計画表も含む）。ただし、確定させたサービス等利用計画の作成は必須であり、長検査証が発行された後、サービス担当者会議を開催した上で速やかに作成し、利用者より同意署名をいただきます。

このチェック欄は区役所で記載します。

区役所記載欄  [〇年〇月〇日]に確定させたサービス等利用計画の内容が計画案から変更ない旨を確認しました。上記表題にチェックを入れ、「裏紙」しました。



#### ①利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）

- ・利用者から希望する生活を具体的に確認した上で、表出されている希望（主訴）を書きます。このとき、本人の計画であることを意識し、本人の言葉や表現を使い、前向きな表現で記載します。
- ・家族の意向がある場合には、利用者の意向と分けて記載し、家族の意向に偏らないようにします。相談支援専門員は、利用者の生活の中心が利用者本人であることを自覚し続けることが重要です。

#### ②総合的な援助の方針（本人がめざす生活に沿った支援の方針）

- ・アセスメントによって明らかになった利用者がめざす生活に対して支援者の立場からどのように取り組んでいくのかを明らかにしたものであり、サービス等使用計画の全体的な方針かつ関係者が共通に持つべき共通の方針です。
- ・①表出されている希望（主訴）、②背景にある様々な想い（フェルトニーズ）、③相談支援専門員の気づき（ノーマティブニーズ）から、利用者がめざす生活をイメージできていることが前提です。そのうえで、めざす生活に沿って、どのように支援していくのかという方針を記載します。
- ・めざす生活を導き出すには、面接でのやりとりを通じて、①～③を利用者と相談支援専門員ですり合わせていくことが必要です（4-2の「ニーズの構造」を参照）。
- ・このとき、安直なゴール設定をせず、具体性のあるものにすることが重要です。使用を避けたい抽象的な言葉としては、安心、安全、安定、維持、管理、継続、健康、自立などが挙げられます。このような抽象的な言葉で具体的な生活をイメージすることはできません。

#### ③解決すべき課題・優先順位（めざす生活を実現するための本人のニーズ「～したい」）

- ・解決すべき課題は、利用者がめざす生活を実現するために必要なものでなくてはなりません。
- ・利用者が意欲をもって取り組める表現とするために、本人のストレングスの活用やフレーミング手法による表現を用い、「～したい」などのプラスの表現でわかりやすく記載します。
- ・利用者本人に対する働きかけだけではなく、本人を取り囲む環境に働きかけることも想定して、課題を整理することが必要です。
- ・繰り返しになりますが、利用者本人の計画です。したがって、ここに記載される課題は、利用者と相談支援専門員で合意された内容（合意されたニーズ）が記載されます。
- ・緊急な課題、利用者の動機づけになる課題、すぐに効果が見込まれる課題などを考慮し、本人の希望をもとに、優先順位を設定します。

#### ④課題解決のための本人の役割

- ・サービス等利用計画は、利用者自身のものであるため、最も重要なのは、本人が役割を果たすことです。そこを基本にして、関係者が不足している部分を支援していきます。
- ・利用者のもつ力（ストレングス）を活かした本人の役割を考えます。その際に、利用者自身が自らその力に気づけるように支援することが必要です。
- ・本人が得意と思えることを中心にすることで、取り組みやすく、さらに成功体験を重ねることで自信が付き、エンパワメントが図られていきます。

#### ⑤課題解決のための関係者の役割（福祉サービス等）

- ・本人のニーズを満たすために、本人の役割を基本としたうえで、関係者が不足している部分を支援していきます。
- ・そのために、関係者が何をするのか、どのように支援するのかを記載するとともに、福祉サービス等の種類・内容・量（頻度・時間）も記載します。なお、サービス提供事業所がすでに決まっている場合には、それも併せて記載します。

#### ⑥支援目標・達成時期（達成目標「～する」）

- ・支援目標とありますが、サービス等利用計画は本人のものであるため、本人が達成する目標として捉えてください。
- ・解決すべき課題に対して、利用者と関係者で取り組んだことで達成される内容と見通しを記載します。ここでは、達成の可否が明確にわかる具体的な表現（「いつまでに、どうなっているか」など）をすることが必要です。
- ・支援目標の達成を通じ、利用者が自信をつけ、エンパワメントが図られていくことを意識し、達



成目標と達成時期を設定してください。

⑦評価時期

- ・支援目標・達成時期を踏まえ、支援の進捗状況を評価すべき時期（より重点的に見直しを図る期間）を検討し、設定してください。

⑧その他の留意事項及び評価時期の設定理由

- ・各項目で記載できないこと（その他の取組、役割分担、サービス提供にあたっての留意事項等）を記載します。
- ・この項目も利用者が確認する内容であることを意識し、支援者間での留意事項であったとしても、利用者が了解できる表現を用いることが必要です。
- ・本市では、3か月に1回のモニタリングの設定及び計画相談支援の新規利用時における当初3か月の毎月モニタリング設定時においてのみ、モニタリング設定理由の記載を省略できるものとして整理します。それ以外の設定期間の場合には、サービス等利用計画案の【その他留意事項】にモニタリングの設定理由を記載してください。

⑨長期目標・短期目標

- ・長期目標と短期目標は、解決すべき課題の達成時期との関係を考慮して、設定します。
- ・長期目標は、利用者がめざす生活の具体的なイメージであり、半年～1年で達成可能な目標を設定します。
- ・短期目標は、長期目標の実現のために、3か月程度で達成可能な、利用者がめざす生活への第一歩の目標を設定します。この短期目標を達成することによって、次の目標へのモチベーションの向上につながるため、達成可能な目標を利用者と一緒につなげていくことが大切です。
- ・ここまでのプロセスを通し、当初に想定した総合的な援助の方針に修正が必要になることもあります。その際には、柔軟に再検討していきます。

⑩その他

- ・サービス等利用計画（案）の作成日は、利用者と面談をした日もしくはサービス等利用計画（案）に同意署名をもらった日を記載してください。
- ・モニタリング実施月は、評価時期と連動させて該当月にマルをしてください。複数年にわたる支給決定の場合で、該当年によってモニタリング実施月が異なる場合には、わかるように記載してください。
- ・利用者同意署名欄は、利用者本人による自筆が原則です（18歳未満の場合には保護者が保護者の氏名で署名）。自筆が難しい場合には、利用者本人の氏名を代筆の上で捺印、さらに代筆者の氏名と代筆理由を記載します。

(8) 大阪府 大阪府サービス等利用計画サポートツール ～相談支援の質の向上に向けて～  
参照URL：

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/supporttool.html>

※一部を抜粋

サービス等利用計画等チェックシート

チェック日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
チェックの場	事業所・市町村担当課・基幹センター・協議会・研修・セルフチェック・その他 ( )
計画作成者名	
チェック者名	作成者本人・その他(氏名： /職種： )
利用者本人名	

項目	確認ポイント	できていたらチェック	コメント	再チェック	年 月 日 コメント
① 希望する生活	本人の希望を引き出し、本人の言葉で前向きな表現を使っていますか。「〇〇したい」など本人や関係機関が見て分かる内容となっていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
② 総合的な援助の方針	関係機関が共通の理解をもって取り組めるよう、支援の方向性・目標が具体的に記載されていますか。福祉サービスを利用するためだけでなく、本人をエンパワメントする内容となっていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
③ 長期目標	本人が希望する生活に近づくためのわかりやすい目標となっていますか。半年から1年をめに記載したものととなっていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
④ 短期目標	長期目標達成のために、段階的に達成できたか評価できる内容となっていますか。本人のやる気を引き出す内容となっていますか。おおむね3ヶ月までをめとしたものが望ましいでしょう。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑤ 本人のニーズ	本人が希望する生活を実現するために必要なこと(ニーズ)について、本人にわかりやすいように記載されていますか。優先順位について本人の意向を汲みとっていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑥ 支援目標	「本人のニーズ」を相談支援専門員の立場から書き換えた内容となっていますか。明確、かつ具体的に書かれていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑦ 福祉サービス等	障がい福祉サービスだけでなく幅広い公的支援、またインフォーマル支援を盛り込んでいますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑧ 本人の役割	本人ができることやストレングスに着目した前向きな表現となっていますか。個別支援計画にも反映できるよう具体的な内容を記載しましょう。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑨ その他留意事項	関係機関の間での留意事項を記載していますか。将来的に担当者がかわってもわかりやすい内容となっていますか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑩ サービス提供によって実現する生活の全体像	将来、サービス提供によりどのような生活が実現するのか、本人や関係機関と共有できる記載となっていますか。計画作成の必要性、サービス提供の根拠が明確となる内容となっていますか。 ※計画や支給決定の根拠となる大切な項目です。記載漏れのないようにしましょう。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

※ 項目は、大阪府ホームページ「相談支援事業者のみなさまへ」の「サービス等利用計画様式例」から抜粋しています。  
(大阪府相談支援従事者初任者研修演習資料集の様式例と共通です。)

【総合コメント】
----------

(「大阪府サービス等利用計画サポートツール～相談支援の質の向上に向けて～」第2章、資料2)

①希望する生活 【本人の思い・希望】

☞これが大切！

- 本人が希望する全体像が記載されていますか
- 本人の言葉で前向きな表現を使っていますか
- 具体的に記載されていますか
- 家族の意向は本人の意向と区別し誰の意向かが明確に記載されていますか
- 本人が言葉や表現で意思表示が難しい方の場合、類推の根拠を申請者の状況のシートなどに記載していますか

②総合的な援助の方針 【支援における方向性・目標】

☞これが大切！

- アセスメントにより抽出された課題を踏まえ、最終的に到達したい方向性を明確に示していますか
- サービス提供事業所や関係機関が同じ方向で支援するための指標としてわかりやすい内容となっていますか
- 本人のストレングスに着目し、エンパワメントを意識した内容となっていますか

③長期目標

☞これが大切！

- 本人とイメージを共有した目標になっていますか
- 短期目標の到達点になっていますか
- ライフステージが変わる場合はそのことを考慮にいった目標になっていますか
- 努力目標ではなく本人が希望する生活に近づくためのわかりやすい目標になっていますか
- 支援者側の目標の設定になっていませんか

④短期目標

☞これが大切！

- おおむね3か月までをめどとした目標になっていますか
- 長期目標達成のための、最初の1歩（インパクトゴール）になっていますか
- 最初の一步として実現可能な目標ですか
- 本人のやる気を引き出す内容になっていますか
- 当面の生活課題を解消する内容が盛り込まれていますか

⑤本人のニーズ

☞これが大切！

- 優先順位はありますか
- 本人の言葉でわかりやすいように記載していますか
- サービスの種類ではなく、本人が希望する生活を実現するために必要なこと（ニーズ）を記載していますか
- 既存のサービスや制度がなくても、本人にとって必要なことは何かを考え記載していますか

⑥支援目標

☞これが大切！

- 「本人のニーズ」を相談支援専門員の立場から書き換えた内容になっていますか
- この支援をすることで何を達成できるか明確になっていますか
- サービス担当者会議で共有し、各サービス提供事業所が作成する個別支援計画に反映できるような内容になっていますか

⑦福祉サービス等

☞これが大切！

- 障がい福祉サービスだけでなく幅広い公的な支援、またインフォーマル支援を盛り込んでいますか

⑧本人の役割

☞これが大切！

- 本人の取り組むことを具体的に書いていますか
- 「できない」「無理である」等否定的な表現は避け、本人のストレングス（強み）に考慮した内容になっていますか
- 本人と合意形成されていますか

⑨その他留意事項

☞これが大切！

- 項目に記載できないものを記入していますか
- 関係機関の間での留意事項を記載していますか
- 将来的に担当者が変わってもわかりやすい表記になっていますか

⑩サービス提供によって実現する生活の全体像

☞これが大切！

- 本人や関係機関と共有できる目指すべき方向性が記載されていますか
- 中立、公平な視点で相談支援専門員としての総合的判断を記載していますか
- 計画作成の必要性、サービス提供の根拠が明確となる記述ですか

(9) 沖縄県うるま市 サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成時のチェックポイント  
(中部圏域アドバイザーの助言のもと、作成した)

※項目のみ抜粋

- ①利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）
  - サービス利用に至ったこれまでの経緯や背景が落とし込まれているか。(疾病や障害特性、本人のADL・IADL、家族の状況なども合わせて記載されているか。)
  - 「こうやって生活したい」、「こんなことやってみたい」、「これができるようになりたい」など希望する生活像が総合的かつ具体的に記載されているか。
  - 利用者のことばや表現を使い、前向きな表現で記載されているか。
  - 利用者の意向と家族の意向が明確に区別にされているか。
- ②総合的な援助の方針
  - 最終的に到達すべき目標（生活の全体像）に向けた支援方針が関係機関で共有できるような内容となっているか。
- ③長期目標
  - 総合的な援助方針を踏まえて、概ね半年から1年で目標達成できるような状態が記載されているか。
- ④短期目標
  - 総合的な援助方針を踏まえて、概ね3か月で目標達成できるような状態が記載されているか。
- ⑤優先順位
  - 総合的な方針を踏まえ、妥当な優先順位となっているか。
- ⑥本人のニーズ
  - 本人の意向を十分に汲み取った上で、本人の言葉で記載されているか。(本人のニーズとサービス等が合っているか)
- ⑦課題（苦手とするところ）
  - 本人のニーズに対する現状とそれに対する課題（現状の分析）を記載しているか。
  - 本人のニーズを無理にひとまとめにしようとしていないか。
- ⑧支援目標
  - 各支援やサービスを受けることで、
    - ・どのような状態像になるか
    - ・どの程度まで目標とする生活に近づくことができるか 等の見立てが記載されているか。
- ⑨達成時期
  - 課題解決するための時期（目安）が位置づけられているか。
- ⑩福祉サービス等（種類・内容・量（頻度・時間））
  - 課題とサービス種別が合致しているか。
  - サービス名称が正しく記載されているか。
  - サービス提供事業所で行う具体的な支援内容のポイントが記載されているか。
  - サービス量の記載はあるか。
  - 請求に関連する事項の記載はあるか（1回あたり最大支給時間や2人介護承認等）
  - 公的支援（障害福祉サービス・介護保険等）とその他の支援（インフォーマルサービス）を必要に応じて盛り込んでいるか。
  - 各社会資源の役割分担が明確にされているか。
- ⑪課題解決のための本人の役割
  - 本人の役割が可能な内容となっているか（無理な支援内容となっていないか）。
  - 本人の役割が具体的に記載されているか（できること、できそうなことを明確に記載しているか）。
- ⑫評価時期

支援目標に対する達成状況を評価する時期が記載されているか。(モニタリング月の記載があるか)。

⑬ その他留意事項

支援者間で共有すべき事項が記載されているか。

必要に応じて記載。

## 巻末資料

- 1 計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成 30 年 3 月 30 日）

障障発 0330 第 1 号  
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び  
地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

障害保健福祉行政の推進について、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援については、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところです。今般、別添のとおり、その見直しの内容等を改めてお示しするとともに、さらなる地域の相談支援体制の充実及び強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等についてお示しいたします。

各都道府県におかれては、別添の内容についてご了知の上、管内市（区）町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、管内市（区）町村と十分に連携した上で、必要な取組みを進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本通知の別添第四については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 第一 本通知の目的

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）については、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「30 年度改定」という。）において、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところである。その具体的な内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）等の関連省令、告示、通知等においてお示ししているところであるが、今般の改定の趣旨等を改めてお示しするとともに、地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性や、そのために必要となる各自治体での取組みについてお示しすることを本通知の目的とする。

## 第二 用語の定義

本通知における各関連法令等の表記は以下のとおりとする。

### 【省令】

#### （施行規則）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）

#### （者・指定基準）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

#### （児・指定基準）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）

### 【告示】

#### （者・報酬告示）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）の別表

#### （児・報酬告示）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）の別表

#### （者・別告示）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 180 号）

#### （児・別告示）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 181 号）

#### （者／児・主任告示）

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要



する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）

- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）

## **【通知】**

### **(公布通知)**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（平成 30 年 3 月 22 日付け障発 0322 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### **(者・解釈通知)**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### **(児・解釈通知)**

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### **(者・留意事項通知)**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### **(児・留意事項通知)**

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

### 第三 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

#### 1 計画相談支援等の現状及び課題

##### (1) 計画相談支援等の現状

計画相談支援等については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」の施行により、障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成が必要となった。

サービス等利用計画等の作成の義務化等により、計画相談支援等を実施する指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の数は、平成 24 年度からの 3 年間で約 3 倍に増加するなど、特に「量的」な側面からの整備は、一部の地域を除き一定程度進められてきたところである。

##### (2) 計画相談支援等の課題

一方で、計画相談支援等の業務実態等については、以下のような課題が生じているところである。

- 1) モニタリング期間については、国が示した対象者ごとの標準期間を目安として、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているが、標準期間どおりにモニタリング期間を設定している市町村が多く、対象者の状況等を勘案した適切な期間に設定されていない可能性がある。
- 2) 相談支援専門員 1 人当たりの対応件数については、相談支援専門員ごとに大きなばらつきがあり、一部の事業所に利用者が集中する状況が見られる。この結果、利用者一人一人に質の高い相談支援を提供することが困難となり、利用者や他のサービス提供事業所等が相談支援の必要性を実感できない場合もある。
- 3) 基本報酬については、現行、サービス等利用計画等の作成時（サービス利用支援費・障害児支援利用援助費）とモニタリング時（継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費）の 2 種類の報酬を設定しているが、丁寧なアセスメント等を行った上で計画の作成等を行った場合でも一律の単価となっており、サービスの質に応じて評価する報酬体系となっていない。
- 4) 者・児の指定基準については、利用者数にかかわらず 1 名以上の相談支援専門員を配置すれば良いため、相談支援専門員の養成自体は一定の水準で行われているにもかかわらず、配置が 1 名だけの事業所が大部分であり、当該相談支援専門員が他のサービスを兼務している場合も多い。そのため、事業所内において、複数の目でサービス等利用計画をチェックすることや人材を育成すること等が困難であり、また、相談支援専門員としての公正中立性が担保されないおそれがある。
- 5) さらに事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が赤字であり、独立採算が困難な状況であるため、他サービスからの繰入れ等により補填している事業者が多い。このため、新規事業所が増加せず、既存事業所においても相談支援専門員の確保がより困難となっている。

#### 2 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

##### (1) 改定の趣旨

30年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

- 1) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間の一部を見直す。
  - 2) 相談支援専門員の担当件数を平準化し、利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするため、1人当たりの標準担当件数を設定する。
  - 3) 相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算を創設する。
  - 4) 1事業所において相談支援専門員が複数配置され、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる質が高く、公正中立な事業所が増加するよう、特定事業所加算の拡充を図る。
  - 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。
- なお、具体的な見直し内容は(2)以降において示す。

## (2) モニタリング実施標準期間の見直し

サービス等利用計画等のモニタリング標準期間について、毎月のサービス利用量等に変化がある、期限を設定して一般就労への移行や一人暮らしへの移行のための支援を行っているなど、利用者本人への状況確認やサービス提供事業者への頻繁な連絡・調整等の必要性が高い場合や、虐待の防止や早期発見等の効果が期待できる場合等、支援の必要性の観点から現行よりモニタリング頻度を高めることが適当と考えられるものについて、標準期間を短縮する見直しを行う。

- 1) 標準期間について、以下の見直しを行う。
    - ①療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援の利用者（以下「療養介護等利用者」という。） 1年→6ヶ月
    - ②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助の利用者 6ヶ月→3ヶ月
- (者・施行規則第6条の16第3号及び第4号、公布通知2の1の(4))
- 2) 対応件数の急激な増加により支援の質が低下しないよう、標準期間の見直しについては、
    - ① 療養介護等利用者及び就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助の利用者（以下「新サービス利用者」という。）については、平成30年4月1日以降の支給決定（変更）日又は更新日から、
    - ② 1)の②の利用者（新サービス利用者を除く。）については、平成31年4月1日以降の支給決定（変更）日又は更新日から段階的に適用する。

(者・施行規則附則第3条及び第4条)

## (3) 相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定

計画相談支援等の質の標準化を図る観点から、相談支援専門員1人当たりの標準担当件数を設定する。

- 1) 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、相談支援専門員を、1月のサービス利用支援等を実施する件数が35件又はその端数を増すごとに1名配置することを標準とする。

(者・指定基準第3条、者・解釈通知第二の1(1))

(児・指定基準第3条、児・解釈通知第二の1(1))

- 2) 相談支援専門員1人当たりの1月に指定サービス利用支援等を提供する件数が40件以上となった場合の基本報酬の通減制を導入する。

(者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1(2)・(3))

(児・報酬告示の1、児・留意事項通知第四の1(2)・(3))

※ 指定基準、報酬告示ともに、件数の考え方は以下のとおり。

- ① 計画相談支援・障害児相談支援が一体的に運営されている場合は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援による件数の合計とする。
- ② 月ごとに担当件数が変動する影響を緩和するため、前6月の平均値により算定する。

#### (4) 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 1) 計画相談支援について、初回加算などの業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、基本報酬について一定程度引き下げる。

- 2) 改正後の基本報酬単価(以下「新単価」という。)の適用については、(1)のモニタリング標準期間の見直しと連動性を持たせるため、療養介護等利用者及び新サービス利用者のみ平成30年4月1日から適用することとし、それ以外の者については、平成30年度中は現行の報酬単価と同額の経過的サービス利用支援費又は経過的継続サービス利用支援費を適用し、平成31年度以降に新単価を適用する。

(者・報酬告示の1、者・留意事項通知第四の1(4))

- 3) 障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置くこととする。

(児・報酬告示の1)

#### (5) 特定事業所加算の評価の見直し

特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、相談支援事業所が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

(者・報酬告示の4、者・別告示の二、者・留意事項通知第四の5)

(児・報酬告示の4、児・別告示の二、児・留意事項通知第四の5)

- ① 特定事業所加算(I) 500単位/月

- ・ 常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。

(注) 主任相談支援専門員を含む3名は、同一敷地内の指定障害児相談事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所(以下「他の相談事業所等」という。)の職務との兼務可。また、残り1名は、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

- ・ 相談支援専門員 1 人当たりの 1 月間における取扱件数が 40 件未満であること。

※ その他の要件は現行の特定事業所加算の要件と同様

(上記告示等に加え、者／児・主任告示)

② 特定事業所加算 (Ⅱ) 400 単位／月

常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつそのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了 (以下「現任研修修了者」という。) していること。

注) 現任研修修了者を含む 3 名は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務との兼務可。また、残り 1 名は、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

※ 1 特定事業所加算 (Ⅱ) は、平成 33 (2021) 年 3 月までの時限措置。

※ 2 その他の要件は、特定事業所加算 (Ⅰ) の要件と同様。

③ 特定事業所加算 (Ⅲ) 300 単位／月

- ・ 現行の特定事業所加算の要件を満たしていること

- ・ 相談支援専門員 1 人当たりの 1 月間における取扱件数が 40 件未満であること。

※ 現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合は、平成 31 年 3 月までは満たさなくても算定可能。

④ 特定事業所加算 (Ⅳ) 150 単位／月

- ・ 常勤かつ専従<sup>(注)</sup>の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつそのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。

注) 現任研修修了者は、同一敷地内の他の相談事業所等の職務との兼務可。また、現任研修修了者以外の者については、相談事業所等への職務を主たる業務とした上で、業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務との兼務可。

- ・ その他の要件は、特定事業所加算 (Ⅲ) の要件と同様 (ただし、24 時間連絡体制の確保は不要。)

※ 特定事業所加算 (Ⅳ) は、平成 33 (2021) 年 3 月までの時限措置。

## (6) 質の高い支援と専門性を評価する加算の創設

実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えた場合に、その体制整備を適切に評価するため、以下のとおり各種加算を創設する。

(者・報酬告示の 3・5～13、者・別告示の一・三～六、  
者・留意事項通知第四の 4・6～14)

(児・報酬告示の 5～12、児・別告示の三～六、  
児・留意事項通知第四の 6～13)

- 1) 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するため、以下の加算を創設する。

①入院時情報連携加算

②退院・退所加算

③居宅介護支援事業所等連携加算 (計画相談支援のみ)

④医療・保育・教育機関等連携加算

- 2) サービス等利用計画作成時のアセスメントに係る業務量への評価や、モニタリング時等においてサービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を

手厚く実施したことを評価するため、以下の加算を創設する。

①初回加算（計画相談支援のみ新設、障害児相談支援は既設）

②サービス担当者会議実施加算

③サービス提供時モニタリング加算

3) 医療的ケアを必要とする障害児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するため、以下の加算を創設する。

①行動障害支援体制加算

②要医療児者支援体制加算

③精神障害者支援体制加算

※ 当該加算を算定している相談支援事業所にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害者からの利用申込があつた場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意すること。

（者・解釈通知第2の2（3）、児・解釈通知第2の2（3））

## (7) 地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評価する加算の創設

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の相談機能等を担う事業所として市町村に認められた相談支援事業所の機能強化のため、以下のとおり加算を創設する。

（者・報酬告示の14・15、者・別告示の七、者・留意事項通知第四の15・16）

（児・報酬告示の13・14、児・別告示の七、児・留意事項通知第四の14・15）

1) 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回

拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に加算する（サービス等利用計画等を作成していない者の対応を行った場合は、サービス等利用計画等の作成も行う。）。

※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

2) 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/月

拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行った上で、在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合を評価する加算を創設する。

※1 月1回を限度に加算。

※2 当該加算は、相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であるため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該相談支援事業所が負担することが望ましい。

## 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

### 1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

平成 30 年度改定において、計画相談支援等の質の向上を図るため、様々な見直しを行ったところであるが、地域全体で障害児者を支えるための相談支援を実施するためには、各相談支援事業所が質の向上を図っていただくだけでなく、各自治体も積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

そのための取組みを各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

## **(1) 相談支援事業所について**

### **1) 相談支援専門員の質の向上**

平成 30 年度改定の趣旨等を踏まえ、相談支援専門員の複数配置や主任相談支援専門員の配置等を進めることで、相談支援事業所の独立性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地研修や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

### **2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成**

モニタリング頻度を高めること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者により一層の信頼関係が醸成され、利用者が真に希望する生活のあり様に近づけていく支援が可能となる。

また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員とも、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うことにより信頼関係を醸成することで、他事業所の職員側から相談支援専門員に対して、利用者の状況変化等に応じた支援方針の変更等について相談をするようになり、相談支援専門員を中心として地域全体で利用者を支える体制を構築することが将来的には望ましい。

### **3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発**

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。

## **(2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について**

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。そうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例、予防的な支援を必要とする事例等に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。

### (3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

#### 1) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、以下のような業務を行うものである。

##### ①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施。

##### ②地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導、助言。
- ・ 地域における相談支援専門員の人材育成の支援。
- ・ 地域相談機関（相談支援専門員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化取組。

##### ③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設等や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発。
- ・ 障害者の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート。

##### ④権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施。
- ・ 障害者に対する虐待を防止するための取組。

#### 2) 特に強化すべき取組について

前述したとおり、基幹相談支援センターにおいては、様々な役割を担うことが期待されているが、特に強化すべき点は以下のとおりである。

##### ① 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンを行ったり、サービス等利用計画等の評価や指導・助言を行ったりすることで、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

##### ② 地域移行・地域定着の促進の取組

指定一般及び指定特定相談支援事業所が精神科病院や障害者支援施設からの地域移行に積極的に関わることは重要であるが、日頃から精神科病院や障害者支援施設等と連絡調整等を頻繁に行っていない場合は、地域移行のニーズ把握の段階から積極的に関わるのが困難な場合がある。

基幹相談支援センターが、精神科病院や障害者支援施設に対し地域移行に向けた啓発活動を行うとともに、地域移行のニーズを持つ入院患者や入所者を確認した場合に指定一般及び特定相談支援事業者の支援につなげることで、スムーズに地域移行に関わる支援に取組む体制を構築することができる。

#### 3) 各相談支援事業所が整理した地域課題の集約

基幹相談支援センターは第四の1の(1)の3)で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応



できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。

なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が提案される姿が将来的には望ましい。

#### (4) 協議会について

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組みについて検討する。

## 2 各自治体において今後取り組むべき事項について

### (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討

各自治体においては、第四の1で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組を進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、後述する各取組を実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

なお、充実した相談支援体制を構築するためには、その中核的機能を果たす基幹相談支援センターを設置することが望まれるため、センターの未設置自治体においては、引き続き設置の検討を行うこと。

### (2) 適切なモニタリング等の推進について

第四の1の(1)において示したとおり、質の高い相談支援を提供するためには、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者との信頼関係を醸成することが必要であり、そのためにはモニタリングを頻回に実施することが求められる。

また、利用者だけでなく当該利用者にサービスを提供している他事業所の職員等との信頼関係も醸成することにより、利用者の状況変化等が生じた場合でも迅速に情報を把握することができ、支援方針の変更の検討等を早期に行うことで、利用者への適切な支援につなげることが可能となる。

上記の趣旨を踏まえ、以下の事項について管内の相談支援事業所及びサービス提供事業所の協力も得ながら、各自治体を中心となり取組を進めること。

#### 1) 適切なモニタリング期間の設定について

施行規則において示しているモニタリング期間については、あくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら設定することが必要である。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことでより効果的な支援につながると考えられるため、標準期間よりもさらに短い期間で設定することが望ましい。

① 計画相談支援について

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

② 障害児相談支援について

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

2) サービス提供事業所から相談支援事業所へのサービス利用状況の報告について

可能な限りモニタリング期間を短く設定した場合であっても、相談支援専門員は利用者の状況を月に1回程度しか把握する機会がなく、日々サービスを提供しているサービス提供事業所の職員の方がより頻繁に利用者と対面し、利用者の状態等を把握していることから、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービス提供事業所がサービス利用状況を相談支援専門員に定期的に報告する仕組みを構築することが望ましい。

なお、報告に当たっては、サービス提供実績記録表等の既存の様式を活用すること等により、サービス提供事業所に過度な負担がかからないよう配慮するとともに、どの程度の頻度で報告を行うかについても予め決定しておくことが望ましい。

3) モニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。

② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。

なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。

また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

(3) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によ

るケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。

- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3)のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3)の取組みについては、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。そのため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

### 3 各自治体における取組に関するフォローアップについて

第四の2で前述した事項の各自治体における取り組み状況等について、今後国において把握する予定である。

## 2 社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）抜粋

### II 基本的な考え方

#### 3. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備

##### (1) 利用者の意向を反映した支給決定の促進

- 公平性や透明性を確保しつつ、利用者の意向が反映された適切な支給決定が行われるよう、相談支援専門員や市町村職員の資質の向上等に向けた取組や障害支援区分に係る制度の趣旨・運用等の徹底を図る必要がある。

#### 4. 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

##### (1) 現状・課題

- 利用者本人の意向、家族の状況も含めた本人が置かれた環境等を客観的に把握しつつ、最適な支援につなげるため、適切なサービス等利用計画案の作成など、計画相談支援の質の向上を図ることが必要であるとともに、基幹相談支援センターなどを含めた相談支援体制の更なる充実が求められている。

また、利用者の意向をより適切に反映した支給決定を行うため、支給決定前にサービス担当者会議を開催するなどの工夫も有効ではないかとの意見がある。

##### (2) 今後の取組

###### (基本的な考え方)

- 現行の支給決定プロセスについては、関係者の資質の向上など様々な課題が指摘されている一方で、公平性や透明性を確保しつつ、サービス等利用計画案の作成過程等を通じて、利用者の意向が反映される仕組みとなっていると考えられることから、基本的には現行の仕組みにおいてより適切な支給決定が行われるよう以下のような取組を進めるべきである。

###### (相談支援の取組等)

- 都道府県・市町村の協議会の機能強化やこれを通じた相談支援の取組の充実を図るとともに、基幹相談支援センター等の設置やこれによる取組を推進すべきである。こうした取組を進めるためには、市町村が適切にマネジメントを行うとともに、その職員の資質向上を図る必要がある。また、支給決定に関わる関係者において、利用者の状況をより適切に反映できる仕組みを工夫していく必要もある。
- 計画相談支援については、利用者本人にとって最適な支援につなげることができるよう、相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべきである。なお、主任相談支援専門員の育成に当たっては、求められる支援技術、育成のカリキュラム、実務経験の評価等の在り方を検討する必要がある。

### 3 指導・監査に関する参考資料

#### (1) 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障 発 0 1 2 3 第 2 号  
平成 2 6 年 1 月 2 3 日  
一部改正 障 発 0 2 1 7 第 5 号  
平成 2 7 年 2 月 1 7 日  
障 発 0 4 0 8 第 7 号  
平成 2 8 年 4 月 8 日  
障 発 0 8 0 9 第 2 号  
平成 2 9 年 8 月 9 日  
障 発 0 5 2 7 第 2 号  
令和 元 年 5 月 2 7 日  
障 発 0 7 1 7 第 2 号  
令和 2 年 7 月 1 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

( 公 印 省 略 )

#### 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添 1 「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」及び別添 2 「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

また、本通知による自立支援医療機関に対する指導等の実施に関しては、医療保険各法に基づき地方厚生局及び都道府県が行う医療監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添1)

## 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

### 1 目的

この指導指針は、市町村等（特別区を含み、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下同じ。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等及び都道府県知事が、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第11条第2項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

### 2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）、並びに指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）（以下「指定基準」という。）、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第65号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第66号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第125号)並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成18年9月厚生労働省告示第539号)等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### 3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

#### (2) 実地指導

実地指導は、都道府県又は市町村が、下記により、障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 自立支援給付に関して必要があると認める場合

### 4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

#### (1) 集団指導

- ① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

#### (2) 実地指導

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。  
ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
- ② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

## 5 指導方法等

### (1) 集団指導

#### ① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

#### ② 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

### (2) 実地指導

#### ① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

#### ② 指導方法

ア 実地指導の確認項目等

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。



## イ 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する実地指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

## ウ 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する実地指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

## エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

## オ 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の実地指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

### ③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

### ④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

## 6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

## 7 その他

### (1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

### (2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

### (3) その他の留意事項

ア 実地指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。

ウ 実地指導の際、障害福祉サービス事業者等の対応者については、必ずしも当該障害福祉サービス事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該障害福祉サービス事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。

エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。

オ 効果的な取り組みを行っている障害福祉サービス事業者等は、積極的に評価し、他の障害福祉サービス事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

(2) 指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

障 発 0 3 2 8 第 4 号  
平成 2 6 年 3 月 2 8 日  
一部改正 障 発 1 2 2 6 第 4 号  
平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日  
障 発 0 4 0 8 第 8 号  
平成 2 8 年 4 月 8 日  
障 発 0 8 0 9 第 3 号  
平成 2 9 年 8 月 9 日  
障 発 0 5 2 7 第 3 号  
令 和 元 年 5 月 2 7 日  
障 発 0 7 1 7 第 3 号  
令 和 2 年 7 月 1 7 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長  
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する指導監査については、障害児通所給付費、障害児入所給付費及び障害児相談支援給付費に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害児通所支援事業者等指導指針」及び別添2「指定障害児通所支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添1)

## 指定障害児通所支援等事業者等指導指針

### 1 目的

この指導指針は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第24条の15、第57条の3の2若しくは第57条の3の3の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### 2 指導方針

指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）（以下「指定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第126号）又は「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める指定障害児通所支援、指定入所支援若しくは指定障害児相談支援の取扱い又は障害児通所給付費、障害児入所給付費若しくは障害児相談支援給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### 3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

#### (1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対する指導が必要な場合

② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 実地指導

実地指導は、都道府県又は市町村が、下記により、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において実地に行く。

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して必要があると認める場合

② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

① 新たに指定障害児通所支援等を開始した指定障害児通所支援等事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。

② 指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ選定して実施する。

(2) 実地指導

① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。

ただし、指定障害児通所支援事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

## (2) 実地指導

### ① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

### ② 指導方法

ア 実地指導の確認項目等

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、実地指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。

イ 実地指導における文書の効率的活用等

実地指導において確認する文書は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係る書類とするとともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止（(a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等）や、②既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導に

においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害児通所支援事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

#### ウ 同一所在地等の実地指導の同時実施

同一所在地や近隣の指定障害児通所支援事業者等に対する実地指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

#### エ 関連する法律に基づく指導監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

#### オ 実地指導の所要時間の短縮

実地指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の指定障害児通所支援事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の指定障害児通所支援事業者等の実地指導を行う等、指定障害児通所支援事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、実地指導の頻度向上を図るものとする。

#### ③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

#### ④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

### 6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害児通所支援等事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

### 7 その他

#### (1) 指導結果の情報提供等

都道府県が指導を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

#### (2) 指導の実施状況の報告

都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(3) その他の留意事項

- ア 実地指導にあたっては、担当者の主観に基づく指導や、当該指定障害児通所支援事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
- イ 高圧な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該指定障害児通所支援事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
- ウ 実地指導の際、指定障害児通所支援事業者等の対応者については、必ずしも当該指定障害児通所支援事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該指定障害児通所支援事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
- エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
- オ 効果的な取り組みを行っている指定障害児通所支援事業者等は、積極的に評価し、他の指定障害児通所支援事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。



●指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について (別紙)

「主眼事項及び着眼点 (指定計画相談支援)」の「11 指定計画相談支援の具体的取扱方針」  
(抜粋)

(1) 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針(※)に基づき、次に掲げるところによっているか。

① 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。

② 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。

(2) 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。

① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。

② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。

③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。

④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。

⑤ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。

⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。

⑦ 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討

し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。

⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。

(経過措置)

平成30年4月1日前に定められたサービス等利用計画については、本規定は適用しない。

⑨ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。

⑩ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。

⑪ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。

⑫ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。

⑬ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。

(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。

① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価を含む。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。

② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。

③ (2)の①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定は、(3)の①に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が

指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。

⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。

(※) 第1 基本方針

(1) 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(利用者等)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。

(2) 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。

(3) 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。

(4) 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。

(5) 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。

(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。

## 4 モニタリング検証の実践に関する資料（第4章資料）

### 1 事業所型検証モデル（個別モデル）

#### （1）ケース点検

《参考》南アルプス市の取組み（適切なモニタリングの実施のために、適切な障害ケアマネジメントについて再確認を求める文書）

南アルプス市障害者自立支援協議会 計画相談支援連絡会

南アルプス市の相談支援は

本人中心の生活実現に向け、オーダーメイドの支援を通じてチームで支えます

「本人中心の相談支援を考える」相談支援専門員とは？

「時には近くで寄り添い、時には遠くから見守る」存在である。

1人で抱えてすべて解決することはあり得ない。色々な社会資源を活用したチームをつくって支援を行っていくことが大事である。「誰のための何の支援か」をチームで共有しながら進めて行く必要がある。与え(られ)る支援ではなく、オーダーメイドの支援が行われるよう、その設計図を描くことがサービス等利用計画の作成に求められる。改めて問う「サービス等利用計画」とは…

- ・将来を見据えた生活の総合的な計画である（ライフステージを通した生活）
- ・本人のしたい生活や、今よりもよりよい生活に一步でも近づけるような計画である
- ・必要な方が、その目的や必要性に応じてサービス等を利用するための具体的な計画である
- ・本人を中心としたプロジェクトチームが、役割を分担しながら支援等を提供できる羅針盤となる計画である

#### ●計画相談の過程で、相談支援専門員が大事にしていることチェック項目●

- 信頼作り 本人の思いや希望を大事にすること  
⇒障害ベースではなく、その人なりの生活を知ろうとしているか？
- 計画案作成 本人が行うことを明確にする  
⇒主役は本人であるため、何をする為のサービス等の利用かを明確にしているか？
- 計画作成 本人にとってわかりやすい計画を作成する  
⇒立てた目標や課題が本当に本人にわかっているか？
- 計画作成 サービスが主体ではなく、生活して行くために必要な社会資源を使う  
⇒サービスに限定しない生活全体を計画に描くことができているか？
- モニタリング 計画を中心に関係者が支援を行っているか？  
⇒計画相談がチームの核になって、支援の方向性が共有できているか？
- モニタリング 見直しがきちんと行われているか？  
⇒サービス等を利用することで、その人の描く生活に近づいているか？

## (2) 事業所訪問

《参考》南アルプス市の取組み（巡回相談に係る依頼状）

令和 年 月 日

各関係機関の長 殿

南アルプス市障害者相談支援センター所長

### 相談支援事業所巡回相談について

日頃より当センターの運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 年度第1回目の計画相談支援事業所巡回相談を下記のとおり実施します。

計画相談支援事業所の皆様との連携を強化すると共に、日々の実践の中にある成果や課題を聞き取り、当市の相談支援体制づくりに反映させていきたいと思っております。日程調整につきましては、各事業所に振り分けられているインタビューから相談、調整させていただきます。

ご多忙中恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1 実施時期 令和 年 月 日～ 日

2 訪問者（インタビュー）

事業所名	訪問者 A	訪問者 B	訪問者 C
1	○		○
2	○		○
3	○	○	
4	○	○	
5	○	○	
6		○	○
6	○		○
7		○	○
8		○	○
9		○	○

3 インタビュー内容

別途、インタビューシートを参照

《参考》南アルプス市の取組み（巡回訪問ヒアリングシート）

担 当：

連絡先：

南アルプス市計画相談支援事業所巡回訪問

南アルプス市障害者相談支援センター

対象事業所：

インタビュイー：

訪問日時：

インタビュアー：

1. 目的

①計画相談支援事業所とセンターとの連携強化 ②計画相談支援での課題の抽出や研修ニーズの把握 ③センターの機能評価

2. お聞きしたいこと

i) 体制（今後の予定「特定加算・主任相談・初任研・現任研」、法人全体「新規事業」）

ii) 受入体制・数（市内／市外）

iii) 解決したいこと（困りごと・どのような解決を望むか）

iv) 研修ニーズ（スキルアップ研修）

v) センターに望むこと

※委託相談、専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行、後方支援、相談支援体制取組強化、協議会運営

vi) その他

《参考》南アルプス市の取組み（巡回訪問後の報告）

令和 年 月 日

市内各相談支援事業所 御中

南アルプス市障害者相談支援センター

巡回訪問の御礼とご報告

過日はお忙しい中、計画相談支援事業所の巡回訪問の受け入れをいただきありがとうございました。今後も計画相談支援事業所の皆様との連携を強化し、当市の相談支援体制づくりに反映させていきたいと思っております。

記

インタビュー報告書より…各事業所の課題・要望等

◎人員体制・受入体制について

- ・人員体制は厳しく、新規受け入れが難しい、あるいはケースバイケースで…といった事業所が多い。
- ・市内のケースの割合が多い事業所が多いが、市外のケースが多い事業所もあり。

◎解決したいこと

- ・相談員の補充
- ・計画書など書類作成に時間を取られる
- ・自分の代わりがない不安
- ・市外のケースの場合、事業所の情報が少なく困ることがある。市外事業所との交流の場が欲しい。
- ・市外ケースについて、市でも把握して欲しい。個別に依頼来るが、市で調整できないか…
- ・移動支援の事業所が少ない。
- ・法人内のケース、公正さを考えると外部の事業所に入ってもらう方が良いのか…
- ・施設入所者のケース、本人の状況が把握しづらい。
- ・事業所から個別支援計画を出してもらえない。
- ・時間外でのモニタリングが多い。
- ・報酬がつかない「ただ働き」が多い。
- ・事業の継続性について
- ・学校に行けない子ども達が増えている。協議会として部会が必要では？
- ・計画相談連絡会について…事例検討会の参加減。意義と捉え方の再確認必要。
- ・更新時やモニタリングのサイン必要なのだろうか？
- ・拠点のイメージがわからない。どんな準備をしたらいいのか（研修ニーズでもあり）

◎研修ニーズについて

- ・上手な加算の使い方についての勉強会
- ・サービスの使い方についての勉強会。特に移動支援について。他、補装具について
- ・医療との連携や医療用語の理解についての研修会（主に在宅医療）
- ・ファシリテーターの研修（養成研修だと構えるので、気軽に受けられるものを…）
- ・各相談員のレベルに合わせた研修会
- ・権利擁護や虐待防止研修は他課と合同で開催して欲しい。多職種との交流にもなる。

◎センターに望むこと

- ・ 困難ケースの後方支援。ヒントやアイデアをもらいたい。
- ・ 個別ケース、担当者の引継ぎについてお願いしたい。
- ・ 困った時に柔軟に相談に乗ってほしい。
- ・ センター長は市の職員が専属で欲しい。一度に人が入れ替わらないで欲しい。
- ・ 計画相談事業所が継続して事業を続けられるような支援をして欲しい。
- ・ センターと計画相談がお互いの仕事を知れるような関係づくりをして欲しい。
- ・ 基幹としての動きが事業所まで伝わらない。事業計画、目標、課題等を出して欲しい。
- ・ 計画がつかず、滞留しているケースは計画相談会で投げかけをしたらどうか？

◎その他

- ・ 巡回訪問、毎年行われているが、どういう風に生かされているか見えてこない。
- ・ 地域のインフォーマル資源の情報を知りたい。
- ・ 連絡相談連絡会のPTは継続できるのか…



### (3) 同行

《参考》半田市の取組み（同行によるサポートを受けた相談支援専門員の感想と実施上の課題）

○ 相談支援専門員 A さん（相談員歴 7 ヶ月）

相談員を始めたばかりでわからないことが多かったが、同行してもらうことで、社会資源の情報や特に事業所の特徴を教えてもらえて助かった。本人とのやり取りや支援の優先順位のつけ方など、他の相談員の動きがわかって勉強になった。

○ 相談支援専門員 B さん（相談員歴 1 年 3 ヶ月）

相談支援の経験が少ないので、同行してもらうことで相談支援のスキルアップにつながっている。一人相談支援事業所なので、困った時に相談しやすい環境はありがたい。相談先がないと悩みを抱え込んでしまうと思う。生活保護担当者や他制度との役割分担の整理をしてもらって上手く支援を進めることができた。

○ 相談支援専門員 C さん（相談員歴 2 年）

先日も同居の家族が突然亡くなってしまったことでの緊急支援会議に同席してもらったが、会議の進行や関係者の役割分担を行ってもらって勉強になった。関係者で方向性を決めて見通しをもった支援ができるようになったが、相談員が自分一人だけでは難しいと思う。支給決定について、本人・家族の希望と支給量が一致しない時は、市役所の支給決定担当者と基幹相談支援事業者と同席してもらって、話し合うことで双方が納得できる話し合いができた。

○ 相談支援専門員 D さん（相談員歴 4 年 6 ヶ月）

一番大きいのは、一人で抱え込む不安が解消されること。制度の理解にも不安があって、本人への不利益になるのを避けたいためから制度の知識のある人に相談しながら進めたい。担当が長くなってくると、自分の中で当たり前だった支援が、本人のことを知らない相談員から「そもそもこの支援って」というツッコミがあって、はっと気づくことがある。ケースを共有することでその後の相談がしやすくなる。支援会議の場面で、相談員の自分は進行で余裕がなくなってしまうが、同席して進行を手伝ってもらえると相談員としての意見を言える余裕も出てくる。

○ 相談支援専門員 E さん（相談員歴 7 年）

一人のケースで長年支援を続けていると慣れ過ぎて今の支援プランで良いのかと考える時がある。同行支援をしてもらえると自分とは違う視点で話し合うことができ、プランの見直しや方向性を議論しながら決めていけるので助かっている。

■ 課題

基幹相談支援事業者として、半田市内 8 事業所（R 元年度現在）ある全ての指定相談支援事業者への支援が実施できているわけではないので、基幹相談支援事業者としてのスキルアップと関係性の構築を進めていく必要がある。指定相談支援事業者に期待される存在にならなければならない。また、半田市民で市外の指定相談支援事業者が計画相談を行なっている場合（遠方の入所施設など）は、一部利用者についてのアプローチが実施できていない。

### 3 地域型検証モデル（集団モデル）

#### （２）グループスーパービジョン

##### 《参考》グループスーパービジョンの利点（小澤温）

- ・ 想像的な代替策のアイデアの源泉
- ・ 利用者行動の内面的な理解（内的解釈）
- ・ 同僚への励ましと支持（チームとしての共感性）
- ・ 成功した実践への分かち合い
- ・ クライアント（利用者）との直接的な関わりのない同僚の視点から開かれること。
- ・ チーム全体がクライアント（利用者）をよく知るため、担当者の幅が広がる。
- ・ チームとしての学習効果が高まる。（個別ケースのアイデアから他のケースへの応用）

※出典：厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」モデル研修資料

##### 《参考》相談支援の目的、相談支援・ケアマネジメントの基本的視点

- 相談支援の目的
  - ① 本人のその人らしい地域での暮らし
  - ② 障害のある人を含めた誰もが暮らせる地域づくり
- 相談支援・ケアマネジメントの基本的視点
  - ① 個別性の重視
  - ② 生活者視点、QOL の重視
  - ③ 本人主体、本人中心（児童事例は親権の問題もあり、親の思いなどにも留意）
  - ④ 自己決定（意思決定）への支援
  - ⑤ エンパワメントの視点、ストレングスへの着目
  - ⑥ 権利擁護（アドボカシー）
  - ⑦ 地域の多様な資源へのアクセスと活用、資源開発
  - ⑧ チームアプローチ、多職種連携

※出典：同上

##### 《参考》グループスーパービジョンの進め方

ステップ	事例報告者 (スーパーバイザー)	グループメンバー (スーパーバイザー)	ファシリテーター (基幹相談支援センター 主任相談支援専門員)
ステ ッ プ 1	準備・配布	・ グループ人数分のサービス等利用計画書あるいはモニタリング報告書(継続サービス利用支援)のコピーを用意して配布する。	・ 自己紹介や GSV の目的等の確認を行い、ウォーミングアップをはかる。 ・ 研修出席者の経験値や先輩後輩、上司や部下などの関係性から起こる遠慮などは不要であること、事例提供者の提出意図に沿って検討すること確認する。
ス テ ッ プ	報告セッション 10分 報告	・ 事例の要点や解釈（見立て）判断の理由を端的に説明する。 ・ 単なるシートの読み上げと	・ 報告の間は発言しない（黙って聴く）。 ・ スーパーバイザーの緊張を解きながら（感謝と励まし）、事例の要点や解釈・判断理由について端的に説明

2	7分 読み込み 3分	ならないよう、「簡素なスケッチ」をイメージして報告する。 ・グループに特に求めている事柄（助言）について説明する。 ・グループに特に求めている事柄のため、すでに取り組んできたことを簡潔に説明する。		を求める。 ・スーパーバイザーが求めている助言（フィードバック）について、困り感を整理し、事柄に丁寧に焦点を当てて、明確にグループに伝える。
ステ ップ 3	質問セ ッション 10分	・グループメンバーからの質問に端的にテンポよく答える(原則一問一答)。 ・質問された内容以上の回答や説明は控える。 ・わからないことはわからないと答えてよい(推測による回答は避ける)。 ・アセスメントに穴があることは当たり前のことと捉える。	・事例の要点、判断理由などの欲しい追加情報や不明点等について、簡潔に質問する(原則一問一答)。この際、助言は行わない。 ・提出意図に焦点をあて、自分なりの本人像の組み立てのために(意図・根拠をもって)質問する。 ・ただし、質問の根拠は省略し、求めたい内容のみ質問する。 ・スーパーバイザーがグループに特に求めている事柄のために、利用者をより深く理解することを心がける。 ・次のセッションで意見やアイデアを述べるための情報を探る。	・質問を促し、質問や応答の意図を確認して、幅広く多面的な展開を意識する。 ・本人像の共有から始め、徐々に環境やストレスに着目した質問を促す。 ・問題やマイナスの情報だけに焦点を当てないように注意する。 ・経験不足などから、アセスメントに不足が多くても非難せず、どのようにすれば情報を集められるかを意識する。
ステ ップ 4	ブレイン ストーミ ングセ ッション 15分	・発言・反応しない。 ・黙って聴き、出された発言(本人像・アイデア等)を箇条書きにしながら記録する(ナンバリングしておく、整理しやすい)。 ・セッション終了後に確認したいことや質問したいことがあればメモを取る。	・水平の立場で発言する。スーパーバイザーや他の出席者の批判をしない。スーパーバイザーの方は向かずに話す。 ・端的にテンポよく積極的に発言する。 ・自分の発言が少ないと感じたら、思ったことを口にしてみると良い。 ・具体的で創造的なアイデアについて発言する。 ・他の人の良い着眼点やアイデアをさらに展開する。 ・今まで提示されていない視点やストレスに転換する。	・自分であれば、どのようにするか一人称で話す。 ・議論を促進するための声かけをして、まずは実現可能かどうかや制度のことは考えず、思いつくままに自由に発言させることを促す。 ・他の人の良い着眼点やアイデアの展開、今まで提示されていない視点・ストレスに転換してみることも効果的。 ・多角的に検討できるように視点の深化や変更・整理・まとめを行う。
ステ ップ 5	⑤ 応答セ ッション 5分	・アイデアセッションで出された20~40のアイデアを検討して、出された本人像やアイデア、解釈や意見に対し、応答する。	・スーパーバイザーだけではなく、出席者全員に気づきがあったか確認する。 ・グループメンバーから発表者へ励ましの言を掛ける。	・スーパーバイザーがうまく気づけない場合には、スーパーバイザーがまとめたり、促したりする。 ・スーパーバイザーがスーパ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の課題に向け、次いつ会うか・どのような関わりをしてみようと思うか等具体的な支援プランを表明する。</li> <li>・メンバーに感謝の意を伝える。</li> </ul>		<p>ーバイザーに労いと感謝を伝える。</p>
--	--	--	-------------------------

《参考》 報告セッションでの簡易なスケッチのイメージ

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人像の要約（状況を簡潔に） 100字要約</li> <li>② 本人との関わり（経緯）</li> <li>③ 本人の（と） 定めたゴール</li> <li>④ 本人のゴール達成に向けての課題・スモールステップ</li> <li>⑤ 本人のストレングス</li> <li>⑥ グループに特に求めている事柄（助言）</li> <li>⑦ グループに特に求めている事柄のため、すでに取り組んできたこと</li> </ul>
--

## 5 アンケート調査票

### 基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き等の作成事業 モニタリング結果の検証等に関する市区町村調査

自治体名 \_\_\_\_\_ 住民基本台帳人口 \_\_\_\_\_ 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）  
 記入者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

※政令指定都市においては、区ごとに状況が異なる場合はそれぞれ記入してください。

※本調査は各設問に対してその根拠となる文を示しています。お答えいただく前に根拠となる文をお読みください。

※選択式の設問においては、該当する□に■をご記入ください。

※本調査票の罫線等の書式は変更されないようにお願いします。

#### ○Q 1 の根拠文

平成 30 年度報酬改定を踏まえ発出された「計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（障障発 0330 第 1 号、平成 30 年 3 月 30 日）において、「各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。」とされました。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。

Q1. モニタリング結果の「報告」及び、モニタリング内容の「検証等」に関する、市町村の取組をお教えてください。

Q1-1. 指定特定相談支援事業所からモニタリング結果の「報告」を受けていますか。

□①はい → □②すべてのモニタリング結果の「報告」を受けている。

□④一部のモニタリング結果の「報告」を受けている。

□②いいえ

▶ ④にチェックされた自治体にお尋ねします。

（いいえの時は下記★印へ）

どのような方法で抽出しているか教えてください。

②か④にチェックされた自治体にお尋ねします。

どのような方法でモニタリング結果の「報告」を受けているか具体的にお教えてください。（報告方法、頻度など）

★「②いいえ」と回答した理由をお教えてください。

Q1-2. モニタリング内容の「検証等」を行っていますか。

①はい → モニタリング内容の「検証等」に関する市町村の取組をお教えてください。  
(実施方法、頻度、参加機関等具体的にお書きください。)

②いいえ → その理由をお教えてください。

○Q2の根拠文

平成30年度報酬改定を踏まえ発出された「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」(障障発0330第1号、平成30年3月30日)において、セルフプランに関する市町村における取組の促進の一つに、「セルフプランにより支給決定されている事例について、(中略)一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証」することが挙げられています。

Q2. セルフプランの「検証」に関する何らかの取組を行っていますか。

①はい → その具体的な取組をお教えてください。

②いいえ → その理由をお教えてください。

○Q3・4の根拠文

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」では、「指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」（第2条第6項）と規定され、事業者による取組が求められています。

Q3. 指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うために、市町村は何らかの取組を行っていますか。

①はい → その具体的な取組をお教えてください。

②いいえ → その理由をお教えてください。

Q4. 指定特定相談支援事業者が自主的に「指定計画相談支援の評価」（計画相談の内容の適切性及びモニタリング等）を行うために、市町村（自立支援）協議会は何らかの取組を行っていますか。

①はい → その具体的な取組をお教えてください。

②いいえ → その理由をお教えてください。



○Q5・6の根拠文

サービス等利用計画の適切な評価等に際しては、一定の基準や指標等が必要と考えられます。『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ（平成28年7月）では、サービス等利用計画の適切な評価等に関して、「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究」（平成24年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業、通称「サービス等利用計画評価サポートブック」）の活用についてふれています。

Q5. 「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究（「サービス等利用計画評価サポートブック」）」を市町村で活用していますか。

- ①はい                      ②いいえ

Q6. サービス等利用計画の評価等に際して、市町村で使用しているツール等がありますか。

①はい      → 様式等を回答メールに添付してください。

②いいえ

○Q7の根拠文

指定権者は、事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容を周知徹底し、制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不正事案等の発生の未然防止を図るため、実地指導を行うものとされています。

Q7. 指定特定相談支援事業所に対する実地指導の際、サービス等利用計画又はモニタリング結果の内容についても指導・助言を行っていますか。

①はい      → その具体的な取組をお教えてください。

②いいえ      → その理由をお教えてください。



【本設問は基幹相談支援センター設置市町村のみお答えください】

○Q8の根拠文

「地域生活支援事業実施要綱」（最新改正：平成31年3月28日）における「障害者相談支援事業実施要領」では、基幹相談支援センターの業務内容のうち「地域の相談支援体制の強化の取組」の一つに、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）」が規定されています。

Q8. サービス等利用計画の点検・評価について、基幹相談支援センターはどのような取組を行っていますか。

ご協力誠にありがとうございました。

○検討委員

- 委員長 鈴木 敏彦（和泉短期大学教授）  
委員 一丸 善樹（太田川学園障害者相談支援事業所リガーレ 所長）  
岩上 洋一（社会福祉法人じりつ 理事長）  
大平眞太郎（滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 副参事）  
岡西 博一（（特非）かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長）  
鴨作 光昭（相談支援センターカマラド センター長）  
鈴木 智敦（名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援局長）  
徳山 勝（半田市障がい者相談支援センター 副センター長）

○オブザーバー

- 菊本 圭一（日本相談支援専門員協会 代表）  
内野 英夫（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）  
藤川 雄一（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）  
江端 潤（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）  
池沼 憲一（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

○事務局

- 若山 浩彦（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）  
岩本 直人（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）  
武田 裕子（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

令和元年度

「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き等の作成業務一式」

**基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の  
検証手法等に関する手引き**

令和2年(2020年)3月

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621